

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2014年4月1日
(第30期)	至	2014年12月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	15
第2 事業の状況	16
1. 業績等の概要	16
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	28
5. 経営上の重要な契約等	40
6. 研究開発活動	40
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	41
第3 設備の状況	44
1. 設備投資等の概要	44
2. 主要な設備の状況	44
3. 設備の新設、除却等の計画	47
第4 提出会社の状況	48
1. 株式等の状況	48
(1) 株式の総数等	48
(2) 新株予約権等の状況	49
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	60
(4) ライツプランの内容	60
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	60
(6) 所有者別状況	60
(7) 大株主の状況	61
(8) 議決権の状況	62
(9) ストックオプション制度の内容	63
2. 自己株式の取得等の状況	67
(1) 株主総会決議による取得の状況	67
(2) 取締役会決議による取得の状況	67
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	68
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	68
3. 配当政策	69
4. 株価の推移	69
(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価	69
(2) 最近6月間の月別最高・最低株価	69
5. 役員の状況	70
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	76
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	76
(2) 監査報酬の内容等	86

第5	経理の状況	87
1.	連結財務諸表等	88
(1)	連結財務諸表	88
(2)	その他	172
2.	財務諸表等	173
(1)	財務諸表	173
(2)	主な資産及び負債の内容	189
(3)	その他	189
第6	提出会社の株式事務の概要	190
第7	提出会社の参考情報	191
1.	提出会社の親会社等の情報	191
2.	その他の参考情報	191
第二部	提出会社の保証会社等の情報	192
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年3月20日
【事業年度】	第30期（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 前田 勇気
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 前田 勇気
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月
売上収益 (百万円)	2,059,365	2,033,825	2,120,196	2,399,841	2,153,970
税引前利益 (百万円)	385,242	441,355	509,355	636,203	502,299
当期利益 (百万円)	248,736	328,559	351,448	435,291	368,626
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	243,315	320,883	343,596	427,987	362,919
当期包括利益 (百万円)	△48,967	192,143	544,407	850,261	244,868
資本合計 (百万円)	1,601,311	1,714,626	1,892,431	2,596,091	2,622,503
資産合計 (百万円)	3,655,201	3,667,007	3,852,567	4,616,766	4,704,706
1株当たり親会社の所有者帰属持分 (円)	160,179.52	858.09	993.98	1,378.57	1,395.74
基本的1株当たり当期利益 (円)	25,414.33	168.50	181.07	235.48	199.67
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	25,407.09	168.44	180.98	235.35	199.56
親会社所有者帰属持分比率 (%)	41.73	44.56	46.89	54.27	53.92
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	15.30	20.31	19.97	19.85	14.39
株価収益率 (倍)	11.82	13.83	16.57	13.76	16.67
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	406,847	551,573	466,608	396,496	543,696
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△125,993	△103,805	△147,928	△163,473	△49,110
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△185,379	△279,064	△569,473	△145,189	△388,859
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	244,240	404,740	142,713	253,219	385,820
従業員数 (人)	48,472	48,529	49,507	51,563	51,341
[外、平均臨時雇用者数]	[11,611]	[10,702]	[9,313]	[9,130]	[8,700]

(注) 1. 第27期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社の所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

5. 当社グループは、第29期より、会計方針の一部を変更し、第28期の関連する主要な経営指標等について、遡及修正を行っております。

6. 当社グループは、第30期より、会計方針の一部を変更し、第29期の関連する主要な経営指標等について、遡及修正を行っております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針（会計方針の変更）」をご参照ください。

7. 第30期において、当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。また、決算期が12月31日以外の連結子会社についても、同様の変更を行いました。したがって、第30期の当社及び海外たばこ事業セグメント以外に属する主な連結子会社は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算、海外たばこ事業セグメントに属する連結子会社は2014年1月1日から2014年12月31日までの12ヶ月決算となります。

回次	日本基準		
	第25期	第26期	第27期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
売上高 (百万円)	6,134,695	2,432,639	2,547,060
経常利益 (百万円)	255,377	313,066	362,728
税金等調整前当期純利益 (百万円)	276,054	281,147	345,028
当期純利益 (百万円)	138,448	145,366	227,399
包括利益 (百万円)	—	△110,352	117,047
純資産額 (百万円)	1,723,278	1,571,751	1,610,535
総資産額 (百万円)	3,872,595	3,544,107	3,472,612
1株当たり純資産額 (円)	172,139.61	156,996.72	160,570.98
1株当たり当期純利益金額 (円)	14,451.67	15,183.52	23,882.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	14,448.89	15,179.19	23,873.42
自己資本比率 (%)	42.58	42.18	44.03
自己資本利益率 (%)	8.65	9.25	15.04
株価収益率 (倍)	24.08	19.79	19.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	320,024	399,638	551,617
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△84,057	△119,407	△104,530
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△250,398	△184,951	△278,383
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	154,368	244,240	404,740
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	49,665 [11,870]	48,472 [11,611]	48,529 [10,702]

- (注) 1. 第26期及び第27期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 第27期より、日本基準に基づく連結財務諸表は、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。これに伴い、第26期の日本基準に基づく連結財務諸表は当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 第27期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、第26期(日本基準)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
4. 当社グループの海外たばこ事業に区分される海外子会社については、第27期第1四半期よりIFRSを適用しております。したがって、第27期の上記数値は、IFRSを適用した海外たばこ事業分を含む、日本基準に基づく連結決算数値となっております。また、第26期の各数値につきましても、海外たばこ事業に係る当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の日本基準に基づく連結決算数値を記載しております。
5. 当社グループは従来、百万円未満を切り捨てて端数処理しておりましたが、第26期より百万円未満を四捨五入して記載しております。
6. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月
売上高 (百万円)	2,052,654	749,252	734,902	781,067	809,967	572,323
経常利益 (百万円)	161,606	182,819	198,071	210,568	230,900	159,746
当期純利益 (百万円)	107,361	32,216	142,726	149,773	168,779	108,656
資本金 (百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (千株)	10,000	10,000	10,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (百万円)	1,901,759	1,854,401	1,924,739	1,714,529	1,734,379	1,649,151
総資産額 (百万円)	3,027,503	2,879,354	3,016,651	2,784,914	2,732,637	2,729,270
1株当たり純資産額 (円)	198,452.58	194,679.73	1,010.20	942.65	953.45	906.45
1株当たり配当額 (円)	5,800	6,800	10,000	68	96	100
(うち、1株当たり中間配当額) (円)	(2,800)	(2,800)	(4,000)	(30)	(46)	(50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11,206.74	3,365.00	74.95	78.93	92.86	59.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	11,204.58	3,364.04	74.92	78.89	92.81	59.75
自己資本比率 (%)	62.8	64.4	63.8	61.5	63.4	60.4
自己資本利益率 (%)	5.73	1.72	7.56	8.24	9.80	6.43
株価収益率 (倍)	31.05	89.30	31.09	38.01	34.89	55.67
配当性向 (%)	51.8	202.1	66.7	82.5	103.4	167.3
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	8,961 [1,349]	8,928 [1,387]	8,936 [1,393]	8,925 [1,390]	8,774 [1,377]	8,915 [1,272]

(注) 1. 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しております。

- 第27期より、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。これに伴い、第26期の財務諸表は当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
- 第27期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
- 第25期の当社の1株当たり配当額5,800円は、会社設立25周年記念配当200円を含んでおります。
- 当社は従来、百万円未満を切り捨てして端数処理してはりましたが、第26期より百万円未満を四捨五入して記載しております。
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 当社は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しておりますが、発行済株式総数及び1株当たり配当額については、当該株式分割の影響は考慮しておりません。
- 第30期において、当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって、第30期は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算となっております。

2【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、1949年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、1970年代に入り、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（1982年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）（以下「JT法」という。）に基づき、1985年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
1985年4月	日本たばこ産業株式会社設立
1985年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
1986年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後1996年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
1988年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
1991年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
1993年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
1994年10月	政府保有株式の第一次売出し (394, 276株) 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
1995年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
1996年6月	政府保有株式の第二次売出し (272, 390株)
1997年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
1998年4月	㈱ユニマツトコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
1998年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
1999年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
1999年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
1999年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
2003年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
2004年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
2004年6月	政府保有株式の第三次売出し (289, 334株)
2005年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・臼杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
2006年4月	マールボロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
2007年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
2008年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
2009年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
2010年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖
2011年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、小田原工場を閉鎖
2012年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、防府工場を閉鎖
2013年2月	日本国内でMILD SEVENのブランドをMEVIUSへ刷新
2013年2月	株主還元策の一環、資本効率の向上及び政府が保有する当社株式の売出しによる株式市場への影響を緩和するため、自己株式を取得 (86, 805, 500株)
2013年3月	政府保有株式の第四次売出し (253, 261, 800株)

(注) 1. 2006年4月1日をもって1株につき5株の割合で、また、2012年7月1日をもって1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 2015年2月4日開催の取締役会において、JT 飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議しております。

3【事業の内容】

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動します」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けます」「JTグループの多様な力を結集します」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社と、連結子会社215社、持分法適用会社12社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の5区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (1)報告セグメントの概要」に掲げる報告セグメントの区分と同一です。

当社グループは国内及び海外たばこ事業、医薬事業、飲料事業並びに加工食品事業を展開しているグローバル企業です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱
その他連結子会社9社、持分法適用会社2社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、JT International S.A. を中核として、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、Gallaher Ltd.、JTI Marketing and Sales CJSC、LLC Petro、Liggett-Ducat CJSC、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.
その他連結子会社138社、持分法適用会社6社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、Akros Pharma Inc.
その他連結子会社1社

〔飲料事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水の製造、販売等を行っております。

当社が商品開発を行い、ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス等が販売を行っております。

（主な関係会社）

ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス
その他連結子会社15社

なお、当社は2015年2月4日開催の取締役会において、JT 飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議しております。具体的には、当社及びジェイティ飲料㈱で行っているJT 飲料製品の製造、販売を、2015年9月末を目途に終了することを予定しています。㈱ジャパンビバレッジホールディングス等が行っている自販機オペレーター事業につきましては、従来どおり事業を継続し、今後さまざまな可能性を検討してまいります。

〔加工食品事業〕

当該事業につきましては、冷凍・常温加工食品、ベーカリー、調味料等の製造、販売をテーブルマーク(株)等が行っております。

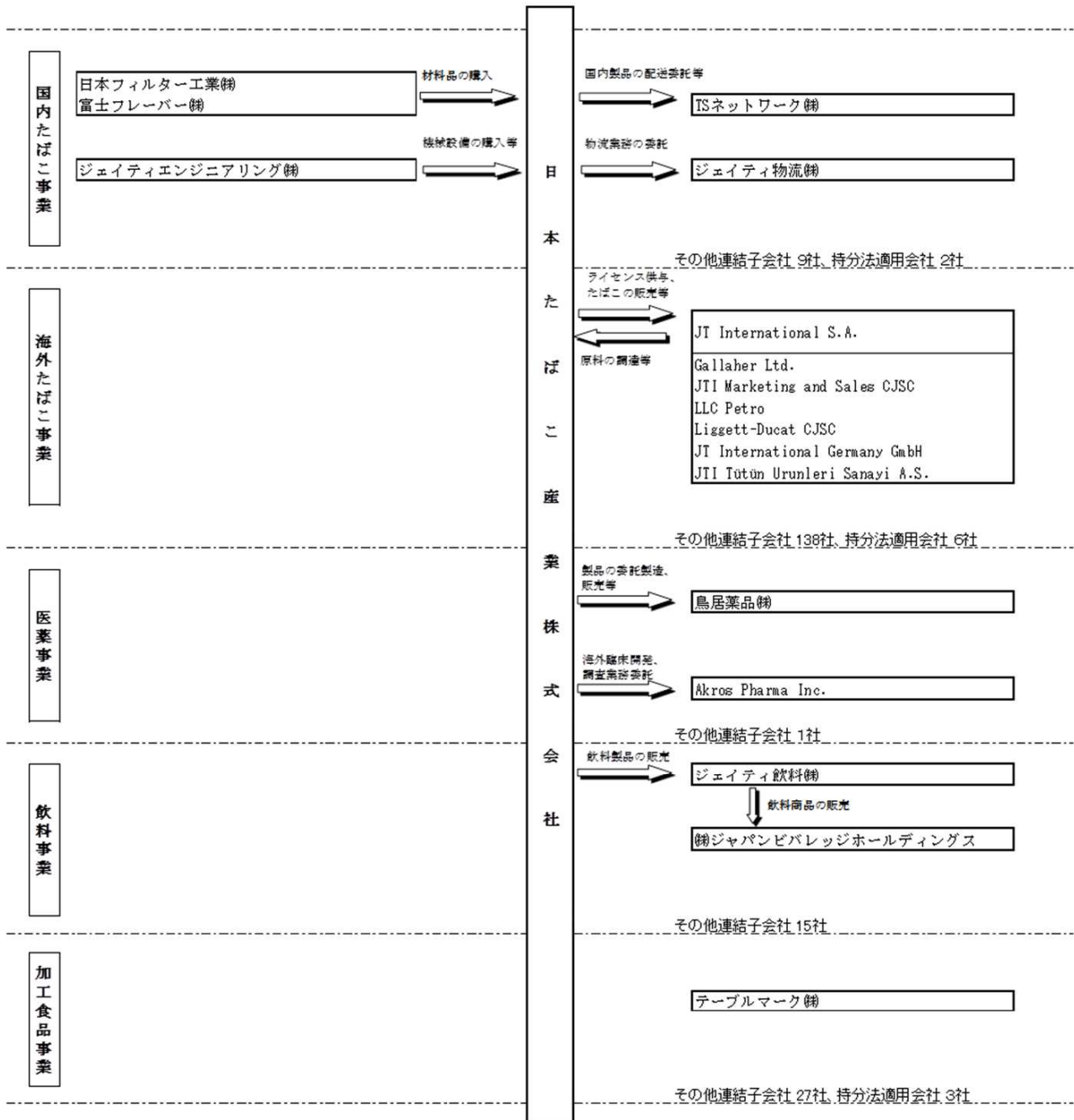
(主な関係会社)

テーブルマーク(株)

その他連結子会社27社、持分法適用会社3社

上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社8社、持分法適用会社1社があります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。
 なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社8社、持分法適用会社1社があります。

なお、2014年4月1日を効力発生日として、上図に示すテーブルマーク㈱は、事業会社としてのテーブルマーク㈱と、純粋持株会社としてのテーブルマークホールディングス㈱とに、会社分割を行いました。

また、当社は2015年2月4日開催の取締役会において、JT 飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議しております。

また、各事業における研究開発、調達、製造、販売等の分野ごとの概要は以下のとおりです。

〔たばこ事業〕

当社グループのたばこ事業（当社グループのたばこ事業は、国内と海外に分けて事業管理を行っており、報告セグメントにおいては「国内たばこ事業」と「海外たばこ事業」を区分しております。）は、販売数量で世界第3位（中国国家煙草総公司を除く）を誇り、70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しております。当社グループは世界で販売数量シェア上位10ブランドのうち3ブランドを製造・販売しております。

<研究開発>

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術並びに新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。

<原料葉たばこの調達>

たばこの原料である葉たばこは、農作物であるため、その調達状況は天候に左右され、また、近年、エネルギー資源や他の作物の価格高騰等により、葉たばこ供給の不安定化や価格の高止まり傾向が見られます。このような状況下において、当社グループは買収による垂直統合及びサプライヤーとの連携強化により、原料の安定的な調達と調達コストの低減を目指しております。

・外国産葉たばこの調達

当社グループは、主要葉たばこ産地（米国、ブラジル、マラウイ等）における自社調達基盤の活用、及び主に大手2社の国際葉たばこサプライヤーからの購買により、外国産葉たばこを調達しております。

自社調達基盤は、2009年にブラジル及びアフリカにおける葉たばこサプライヤーの買収、並びに米国におけるジョイントベンチャー設立によって獲得したものです。自社調達基盤の獲得以降、原料調達の安定化、葉たばこ耕作段階からの関与を深めることによる品質管理の強化、葉たばこ調達に精通した優秀な人財の育成による葉たばこ調達部門の強化に取り組んでおります。

・国内産葉たばこの調達

国内産葉たばこの調達については、たばこ事業法等により、当社が国内の葉たばこ耕作農家と毎年売買契約を締結し、たばこ製造に適した葉たばこを全量購買することが定められております。また、翌年の耕作面積及び買入価格については、「葉たばこ審議会^(注)」の答申を尊重し決定しております。

(注) 葉たばこ審議会：当社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会です。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて当社の代表者が委嘱します。

<製造>

お客様に信頼される高品質なたばこづくりを目指し、グローバルな製造体制を構築しております。日本国内では6つのたばこ製造工場・3つのその他たばこ関連工場を、日本を除く26カ国では30のたばこ製造工場（その他たばこ関連工場含む）を稼働しております。また、当社グループブランドの製造委託、2社間でのクロスライセンスによる製造も一部行っております。

なお、持続的成長を実現するため、競争力強化に向けた営業体制の再構築に加え、コスト競争力の更なる強化に向けたたばこ製造工場2工場及びたばこ関連工場2工場の廃止を決定しております。

<マーケティング>

ブランド・ロイヤリティを高めるために、様々な規制を遵守しつつ、積極的かつ効果的なマーケティング活動を展開しております。

グローバルには、グローバル・フラッグシップ・ブランド（GFB）^(注)を中心に、一部のローカルブランドによる補完を行いながらマーケティング活動を行っております。

(注) 当社グループのブランド・ポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8ブランドをGFBとしております。

<小売価格>

たばこの小売価格設定にあたっては、ブランドのポジショニング、製品価値との見合い、競合製品の価格、利益確保といった観点に加え、定価制や課税方式（従量税・従価税）など国ごとに異なる特有の制度面からも検討を行います。小売価格変更の契機として最も代表的なものは増税です。近年、国内外問わず財政及び公衆衛生の観点からたばこ税の増税が行われております。

<販売（流通）>

お客様に当社グループの商品を確実にお届けするために、当社グループは各市場の法的制約、慣行等に合わせ、自社流通や現地代理店及び流通業者の利用等、最適な流通販売ルートの確保を行っております。

また、販売チャンネルに関しても、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパーマーケットといったチェーン企業をはじめ、個人商店、自動販売機等があり、その販売構成比は国ごとに異なります。当社グループは、販売チャンネル状況、お客様動向及び競合動向を加味した営業体制を構築しております。

〔医薬事業〕

当社は、1987年より医薬事業に進出し、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」をミッションとし、現在は医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

1998年12月には鳥居薬品㈱（以下「鳥居薬品」という。）の発行済み株式総数の過半数を取得し、その後、製造及び販売・プロモーション機能を鳥居薬品に、研究開発機能を当社に統合しました。

また、2000年4月には、米国ニュージャージー州にあるグループ会社、Akros Pharma Inc. に臨床開発機能を追加し、海外での臨床開発拠点を設立しました。

当社グループは、収益基盤の更なる強化に向け、各製品の価値最大化、研究開発パイプラインの強化並びに、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化に取り組んでおります。

<研究開発>

・全般

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしており、2014年1-12月は289億円を投資しました。

・研究開発プロセス

「探索研究、創薬研究、前臨床試験」を医薬総合研究所が、その後の「臨床試験、承認申請・承認取得」を臨床開発部門等と米国Akros Pharma Inc. が、それぞれ担っております。また、開発途中段階にて海外における開発権及び商業化権を導出した化合物については、導出先企業が以後のプロセスを担います。

<製造>

当社グループ製品の製造に関しては、鳥居薬品が担う他、医薬品製造受託会社にも委託しております。

<販売及びプロモーション>

・海外における販売及びプロモーション

現在、海外において自社の販売組織を保有しておらず、化合物毎に、開発途中段階で海外における開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から販売実績に応じたロイヤリティを受領することとしております。

・日本における販売及びプロモーション

日本国内での当社グループ製品の医薬品卸売業者への販売及び医療施設へのプロモーションについては、主に鳥居薬品によって行われております。なお、プロモーションについては、同社の全国14ヶ所の営業支店に在籍する499名の医薬情報担当者（MR）によって行われております。

主要製品としては、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」があります。

〔飲料事業〕

当社は2015年2月4日開催の取締役会において、JT 飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議しております。具体的には、当社及びジェイティ飲料㈱で行っているJT 飲料製品の製造、販売を、2015年9月末を目途に終了することを予定しています。㈱ジャパンビバレッジホールディングス等が行っている自販機オペレーター事業につきましては、従来どおり事業を継続し、今後さまざまな可能性を検討してまいります。

〔加工食品事業〕

当社グループは、1998年より加工食品事業に参入し、それ以来、自律的な成長に加えて、M&Aや資本提携等によって事業を拡大させてきました。

2008年には日本の大手冷凍食品メーカーであった㈱加ト吉の株式を公開買付により取得してグループ会社とし、同年に当社グループの加工食品事業を㈱加ト吉に移管し、事業統合を実施するとともに、2010年に㈱加ト吉はテーブルマーク㈱と名称を変更する等、統合シナジーの追求・一体感の更なる醸成を図りました。現在、機動的かつ競争力のある事業運営体制の構築に向けて2014年4月1日付で会社分割を行った、純粋持株会社であるテーブルマークホールディングス株式会社及び事業会社であるテーブルマーク株式会社、並びにグループ各社（以下「テーブルマーク」という。）がその役割を担っております。

テーブルマークは、日本を中心に、冷凍及び常温の流通温度帯における冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー並びに酵母エキス調味料、昆布・カツオなどの抽出エキス調味料、組立型調味料、オイスターソース等の調味料を主力とし、事業を展開しております。加工食品事業での主要な製品には、冷凍麺の「冷凍さぬきうどん」や、パックご飯「たきたてご飯」、酵母エキス調味料「パーテックス」等があります。

<研究開発>

研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しており、多様化するお客様ニーズに対応するため、テーブルマークが保有する独自技術を活かした、付加価値ある製品の開発に取り組んでおります。

具体的には、テーブルマーク独自の発酵・製パン・冷凍技術を活かして、焼きたての味、食感を維持・再現した、家庭で手軽に焼きたての味が楽しめる焼成冷凍パンを開発しました。また、冷凍麺ではうどんの新製法「丹念仕込み『綾・熟成法』」を開発し、これにより、うどんの高品位・高付加価値化を実現することが可能となりました。

<調達>

安全な食品づくりは、安全で高品質な原料の調達から始まります。当社グループでは、原料の選定にあたり、サプライヤーから提出される品質規格保証書の内容確認だけでなく、主要な原料については、残留農薬などのモニタリング検査や原料工場の定期的な監査を食品衛生法等関連法規の適法性はもとより、当社グループ独自で定めている基準により実施しております。

更に、海外から調達する原材料において、原料農場の土壌や水質の検査、栽培状況の確認、農薬の管理状態のチェック、飼育場や養殖場の点検など、原材料の生産現場から安全性を確認する体制を構築しております。

<製造>

当社グループでは、日本で22の工場、海外で8つの工場を運営しており、また、国内外の委託工場に当社グループの加工食品の製造を外部委託しております。国内外30ヶ所の自社グループ工場と生産委託を行っている全ての冷凍食品工場においては、ISO22000を取得しております。ISO22000では、HACCPの考え方による科学的な裏付けをもった衛生管理や重要管理点をコントロールするためのルールを定め、その管理手法に基づいた継続的な改善を行います。FSSC22000については、グループ企業の富士食品工業金谷工場で既に取得しており、その他のグループ工場に関しても事業環境を勘案しながら、順次取得に向け準備を進めております。

<マーケティング>

お客様視点での市場分析とテーブルマークが保有する技術を組み合わせることにより、新たな付加価値を持った商品提案を行い、市場の拡大を目指しております。また、効果的な販売促進施策によるお客様の商品認知度の向上に努めております。

<販売及び流通>

収益力強化に向けて、営業部門組織体制の最適化に取り組むとともに、量販、コンビニエンスストア等への積極的なアプローチによる取扱い品目の拡大や優位な陳列場所の確保に取り組んでおります。

<食の安全>

お客様に安全な商品を、安心して召し上がっていただくために、食の安全を一元的に管理する独立した組織として、テーブルマークホールディングス㈱に「食の安全管理担当」を設置しております。テーブルマークでは、東京及び中国（青島）に品質管理センターを設置しており、商品の企画・開発段階から使用原材料の検査・監査を実施するとともに、工場での生産時・出荷前の検査ならびに、商品づくり全体の安全管理を行っております。また、「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家の方々より、評価・助言をいただき、多様な知見・視点を積極的に取り入れ、事業活動に反映しております。

これらの取組みは、上記「調達」「製造」に記載した内容を含め、ホームページなどで積極的に公開しております。

4 【関係会社の状況】

(2014年12月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 215社 TSネットワーク㈱	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	—	有	—	製造たばこの 配送業務等の 委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有
日本フィルター工業㈱ ※1	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	87.6	—	有	—	製造たばこ用 フィルターの 購入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ用 香料の購入	—
ジェイティエンジニアリ ング㈱	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	—	有	—	機械設備の購 入等	有
JT International Group Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0	有	有	—	—	—
JT International Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	有	—	—	—
JT International S.A. ※1※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	ライセンス供 与、製造たば この販売等	—
Gallaher Ltd. ※1	イギリス	千GBP 172,495	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Marketing and Sales CJSC ※2	ロシア	千RUB 108,700	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,366	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,394	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.	トルコ	千TRY 148,825	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
鳥居薬品㈱ ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	—	—	—	製品の製造委 託、販売等	—
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	—	有	—	海外臨床開 発・調査業務 委託	—

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
ジェイティ飲料(株)	東京都 品川区	90	飲料	100.0	—	有	—	清涼飲料の販売委託等	有
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	東京都 新宿区	500	飲料	70.5	—	有	—	ジェイティ飲料(株)を通じた清涼飲料水の販売	有
テーブルマークホールディングス(株) ※1	東京都 中央区	47,503	加工食品	100.0	—	有	有	—	—
テーブルマーク(株) ※1	東京都 中央区	22,500	加工食品	100.0 (100.0)	—	有	—	—	有
その他195社 ※1									
(持分法適用会社) 12社 Megapolis Distribution B.V.	オランダ	EUR 15	海外 たばこ	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—
その他11社									

- (注) 1. 「事業内容」には、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
4. ※1: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。
JTI-Macdonald Corp.、JTI (UK) MANAGEMENT LTD、JT Canada LLC Inc.、Gallaher Europe Finance、Austria Tabak GmbH
5. ※2: JT International S.A. 及びJTI Marketing and Sales CJSCの売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)は、当社グループの連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上収益	税引前利益	当期利益	資本合計	資産合計
JT International S.A	523,701	100,084	90,003	373,728	938,361

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上収益	税引前利益	当期利益	資本合計	資産合計
JTI Marketing and Sales CJSC	299,542	110,912	87,775	71,750	133,215

6. ※3: 有価証券報告書を提出しております。
7. 連結子会社である(株)グリーンフーズは債務超過会社であり、債務超過額は11,240百万円です。なお、(株)グリーンフーズは2012年12月をもって事業を停止しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2014年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	11,648 [3,432]
海外たばこ事業	25,829 [2,533]
医薬事業	1,840 [182]
飲料事業	5,122 [376]
加工食品事業	5,968 [2,091]
提出会社の全社共通業務等	934 [86]
合計	51,341 [8,700]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(2014年12月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
8,915 [1,272]	44.4	21.8	8,757,255

セグメントごとの従業員数は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	7,545 [1,264]
医薬事業	745 [4]
飲料事業	71 [2]
提出会社の全社共通業務等	554 [2]
合計	8,915 [1,272]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。
3. 従業員数は、契約社員 (83人)、退職者 (110人)、当社への出向者 (70人) を含み、当社からの出向者 (959人) は含んでおりません。
4. 平均勤続年数には、日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与 (税込) は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当事業年度は、決算期変更により9か月決算となっておりますが、平均年間給与については2014年1月1日から2014年12月31日までの12か月ベースで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当年度より、当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。また、決算期が12月31日以外の連結子会社についても、同様の変更を行いました。

したがって、2014年12月期は、当社及び海外たばこ事業セグメント以外に属する主な連結子会社は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算、海外たばこ事業セグメントに属する連結子会社は、2014年1月1日から2014年12月31日までの12ヶ月決算となります。

以下、投資判断に資する比較可能ベースとするために、当社及びすべての連結子会社の会計期間を前年度・当年度共に1月から12月までの12ヶ月と仮定して記載する場合がありますが、その旨の記載が無ければ、制度上の会計期間及び会計期間末に基づいて記載しております。

なお、2014年1-12月の全社「売上収益」「営業利益」「調整後営業利益」「親会社の所有者に帰属する当期利益」につきましては、「第5 経理の状況」に記載されております。一方、2013年1-12月は、2014年1-12月と同様の方法で算定しておりますが、監査を受けていない参考数値です。

(非GAAP指標について)

当社グループは、当社が適用する会計基準であるIFRSにおいて定義されていない指標を追加的に開示しております。これらの指標は、当社グループが中長期的に持続的な成長を目指す上で、各事業運営の業績を把握するために経営管理にも利用している指標であり、財務諸表の利用者が当社グループの業績を評価する上でも、有用な情報であると考えております。

自社たばこ製品売上収益

たばこ事業においては、自社たばこ製品に係る売上収益を、売上収益の内訳として追加的に開示しております。具体的には、国内たばこ事業においては、売上収益から輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益を控除し、海外たばこ事業においては、売上収益から物流事業及び製造受託等に係る売上収益を控除しております。

調整後営業利益

当社グループの業績の有用な比較情報として、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いた調整後営業利益を開示しております。調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

なお、全社業績における調整後営業利益（為替一定）の成長率も追加的に開示しております。これは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。

(1)業績

「(1)業績」においては、当社及びすべての連結子会社の会計期間を1月から12月までの12ヶ月と仮定して、記載しております。

<売上収益>

売上収益につきましては、海外たばこ事業における単価上昇効果及び円安影響を主因に、前年同一期間比613億円増収の2兆4,335億円（前年同一期間比2.6%増）となりました。

（単位：億円）

	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
売上収益	23,722	24,335	613	2.6%
国内たばこ事業	6,905	6,859	△46	△0.7%
内、自社たばこ製品	6,563	6,498	△65	△1.0%
海外たばこ事業	12,700	13,280	580	4.6%
内、自社たばこ製品	12,007	12,582	575	4.8%
医薬事業	582	658	76	13.1%
飲料事業	1,838	1,813	△25	△1.4%
加工食品事業	1,572	1,612	40	2.6%

※ 連結外部に対する収益を表示しております。

※ 売上収益には、上記のセグメントに係る売上収益の他、不動産賃貸等に係る売上収益があります。

<営業利益及び調整後営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）>

海外たばこ事業における単価上昇効果及び円安影響を主因に、調整後営業利益は前年同一期間比475億円増益の6,601億円（前年同一期間比7.8%増）となりました。なお、為替一定ベース調整後営業利益は、前年同一期間比10.6%増となります。営業利益は、国内たばこ事業における競争力強化施策及び海外たばこ事業における欧州製造拠点再編に係る費用計上等により、前年同一期間比709億円減益の5,718億円（前年同一期間比11.0%減）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同一期間比540億円減益の3,891億円（前年同一期間比12.2%減）となりました。

（単位：億円）

	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
調整後営業利益	6,126	6,601	475	7.8%
国内たばこ事業	2,346	2,387	41	1.8%
海外たばこ事業	4,108	4,471	362	8.8%
医薬事業	△137	△73	63	-
飲料事業	△21	△5	16	-
加工食品事業	6	14	8	136.5%
営業利益	6,427	5,718	△709	△11.0%
当期利益 （親会社所有者帰属）	4,430	3,891	△540	△12.2%

※ 営業利益・調整後営業利益には、上記のセグメント以外に係る営業利益・調整後営業利益の他、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費を含みます。

※ 2013年1-12月の調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）は、2014年1-12月と同様の方法で算定し直しております

各セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

2014年1-12月においては、引き続き、お客様のリテンションに向けた更なるブランド・エクイティの強化に努めましたが、消費税増税の影響による総需要の減少及び競争環境の激化により、販売数量は前年同一期間比3.6%減となりました。

一方、シェアについては、4月に59.1%にまで落ち込みましたが、5月以降はメビウスを中心とした注力ブランドが牽引し堅調に推移してきており、2014年1-12月のシェアは60.4%（前年同一期間シェア60.5%）となりました。

（単位：億本）

国内たばこ事業	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
販売数量	1,165	1,124	△42	△3.6%

※ 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の2014年1-12月における販売数量34億本（前年同一期間の当該数量は33億本）があります。

販売数量の減少をお客様のリテンションを通じた単価上昇が一部相殺し、自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比1.0%減となりました。なお、国内紙巻たばこの千本当売上収益は5,617円となりました。

一方、調整後営業利益については、販売数量が減少したものの、継続的なコスト削減もあり、前年同一期間比1.8%増となりました。

（単位：億円）

国内たばこ事業	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
売上収益	6,905	6,859	△46	△0.7%
内、自社たばこ製品	6,563	6,498	△65	△1.0%
調整後営業利益	2,346	2,387	41	1.8%

なお、2014年1-12月における国内で製造した紙巻たばこの数量は、2013年1-12月に対し54億本減少し、1,284億本（前年同一期間比4.0%減）となりました。

〔海外たばこ事業〕

2014年1-12月においては、英国やスペインといった複数の主要市場でシェアが増加いたしました。総販売数量は、主にロシアにおける総需要の減少影響により前年同一期間比4.7%減、GFBの販売数量は2.0%減となりました。

（単位：億本）

海外たばこ事業	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
販売数量	4,175	3,980	△195	△4.7%
内、GFB	2,675	2,622	△53	△2.0%

※RYO/MYO^(注)の換算方法を一部修正しております

販売数量の減少影響に加え、ルーブルをはじめとする一部現地通貨の不利な為替影響があったものの、単価上昇効果等により、ドルベースの自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比3.0%減、調整後営業利益は1.1%増となりました。なお、為替一定ベースの調整後営業利益は13.1%増となります。

（単位：百万ドル）

海外たばこ事業 (ドルベース)	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
売上収益	12,985	12,573	△412	△3.2%
内、自社たばこ製品	12,273	11,911	△363	△3.0%
調整後営業利益	4,206	4,253	47	1.1%

邦貨換算時に円安影響を受けた結果、円ベースの自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比4.8%増、調整後営業利益は8.8%増となりました。

(単位：億円)

海外たばこ事業	2013年1-12月	2014年1-12月	増減	
売上収益	12,700	13,280	580	4.6%
内、自社たばこ製品	12,007	12,582	575	4.8%
調整後営業利益	4,108	4,471	362	8.8%

なお、2014年1-12月における製造委託を含めた海外での製造数量は、2013年1-12月に対し208億本減少し、4,058億本（前年同一期間比4.9%減）となりました。

(注) RYOとはRoll Your Ownの略で、一般的に、お客様ご自身の手で巻紙を用いて手巻きするための刻たばこを意味します。MYOとはMake Your Ownの略で、一般的に、お客様が器具と筒状の巻紙を用いて紙巻たばこを作製するための刻たばこを意味します。

※ 米国ドルに対する為替レートは、以下のとおりです。

為替レート（1米国ドル）	2013年1-12月	2014年1-12月
円	97.73	105.79
ルーブル	31.84	38.40
英ポンド	0.64	0.61
ユーロ	0.75	0.75

[医薬事業]

医薬事業につきましては、各製品の価値最大化と次世代戦略品の研究開発推進を通じ、収益基盤の更なる強化を目指しております。開発状況としましては、現在当社において10品目が臨床開発段階にあります。

2014年1-12月においては、2014年11月にJAK阻害剤「JTE-052」について、レオ・ファーマ社へ日本を除く全世界における皮膚外用剤としての開発・商業化権を導出しました。導出品に関しては、JTK-303の導出先であるギリアド・サイエンシズ社が、抗HIV薬「elvitegravir (JTK-303)/cobicistat/emtricitabine/tenofovir alafenamide 配合錠」について、米国食品医薬品局 (FDA) 及び欧州医薬品庁 (EMA) へ承認申請を行いました。グループ会社である鳥居薬品株式会社では、2014年5月に高リン血症治療剤「リオナ錠250mg」、2014年10月にスギ花粉症を対象とした減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「シダトレンスギ花粉舌下液」の国内での販売を開始しました。また、室内塵ダニアレルギー疾患を対象とした減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「T0-203」について、アレルギー性鼻炎を適応症として、2015年1月に国内における製造販売承認申請を行いました。

2014年1-12月における売上収益につきましては、導出品の販売拡大に伴うロイヤリティ収入の増加、また、鳥居薬品株式会社において、「リオナ錠250mg（高リン血症治療剤）」「スタリビルド配合錠（抗HIV薬）」等が伸長したことにより、前年同一期間比76億円増収の658億円（前年同一期間比13.1%増）となりました。調整後営業利益につきましては、売上収益の増加等により、63億円改善し、73億円の損失（前年同一期間は137億円の損失）となりました。

[飲料事業]

飲料事業につきましては、基幹ブランド「ルーツ」を中心に商品投入を行うとともに、事業全般における経費執行の効率化や自動販売機オペレーターであるグループ会社の株式会社ジャパンビバレッジホールディングスを中心とした生産性の向上施策の継続など、収益力の向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

2014年1-12月における売上収益につきましては、夏場の天候不順の影響及び手売販路における競争激化により、前年同一期間比25億円減収の1,813億円（前年同一期間比1.4%減）となりました。調整後営業利益につきましては、減収影響はあったものの、効率的な経費執行及び原材料費の低減等により16億円改善し、5億円の損失（前年同一期間は21億円の損失）となりました。

[加工食品事業]

加工食品事業につきましては、冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー及び酵母エキス調味料、オイスターソース等の調味料を主力とし、グループ会社であるテーブルマーク株式会社を中心として事業を展開してお

ります。なかでも、高い商品力・市場シェアを有するステープル商品に注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

2014年1-12月における売上収益につきましては、ステープル商品の伸長等により、前年同一期間比40億円増収の1,612億円（前年同一期間比2.6%増）となりました。調整後営業利益につきましては、売上収益の増加により、前年同一期間比8億円増益の14億円（前年同一期間比136.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当年度末における現金及び現金同等物につきましては、前年度末に比べ1,326億円増加し、3,858億円となりました（前年度末残高2,532億円）。

※ 日本国内において、当年度末は金融機関の休日であったため、未払たばこ税は、期末日が金融機関の営業日である場合に比べ1ヶ月分多くなっております。なお、当年度末の翌金融機関営業日に納付した国内のたばこ税支払額は、1,368億円です。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと等から5,437億円の収入（前年度は3,965億円の収入）となりました。

なお、国内のたばこ税の支払額につきましては、金融機関の休日の影響から、前年度は13ヶ月分、当年度は8ヶ月分となっております。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、投資不動産の売却による収入があったものの、有形固定資産の取得等により、491億円の支出（前年度は1,635億円の支出）となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金の支払及び社債の償還による支出等があったことから、3,889億円の支出（前年度は1,452億円の支出）となりました。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

(のれんの償却に関する事項)

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、のれん償却額(販売費及び一般管理費)は前年度88,793百万円、当年度91,925百万円減少しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、飲料事業及び加工食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

なお、当社グループの売上収益総額に対する割合が100分の10以上の相手先に対する売上収益及びその割合については、以下のとおりです。

相手先	2014年3月期		2014年12月期	
	金額（億円）	割合（%）	金額（億円）	割合（%）
Megapolisグループ	3,580	14.9	3,354	15.6

（注）海外たばこ事業において、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して、製品を販売しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループ経営を取り巻く環境は、グローバルにおける景気の不透明さ、為替変動リスクの高まりに加え、地政学的リスクの増大等、不確実性が增大しているものと認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、引き続き「変化への対応力」強化が重要なテーマであると考えております。これは、増大する不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

当社グループは、「変化への対応力」強化の考え方に立脚し、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を3年間とした経営計画を1年毎にローリングを行う方式で策定しております。

なお、当社は2015年2月4日開催の取締役会において、飲料事業におけるJT 飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議しております。

(1) 経営理念

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動します」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けます」「JTグループの多様な力を結集します」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してまいりました。今後もその実現を目指していきます。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

(2) 経営資源の配分

当社グループの中長期の経営資源配分は、かかる経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び加工食品事業は、将来の利益貢献につながる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

加えて、グローバルFMCG^(注1)業界における競争力ある株主還元を追求してまいります。この観点から、連結配当性向^(注2)と調整後EPS^(注3)成長率（為替一定）についてもターゲットを設定しております。なお、調整後EPS成長率（為替一定）の目標達成に当たっては、事業成長による向上を基本といたしますが、それを補完するために自己株式の取得も検討いたします。

(注1) Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）

(注2) 連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除したものです。

(注3) 調整後EPS＝（当期利益（親会社所有者帰属）±調整項目（収益及び費用）^{*}±調整項目にかかる税金相当額及び非支配持分損益）／（期中平均株式数＋新株予約権による株式増加数）

^{*}調整項目（収益及び費用）：のれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等

(3) 全社利益目標及び株主還元の方針

当社グループは、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を経営計画2015において設定しています。

全社利益目標である調整後営業利益成長率（為替一定）については、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指してまいります。

株主還元については、連結配当性向50%を下限としてグローバルFMCGプレーヤーに比肩する水準を目指し、2015年度に50%を実現いたします。また、調整後EPS成長率（為替一定）につきましては、中長期に亘って年平均high single digit成長を目指してまいります。

(4) 全社利益目標達成に向けた基本戦略

当社グループは目標達成に向けた基本戦略として「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」を掲げており、それぞれ選択と集中の考え方を通じて実行していきます。

中でも「質の高いトップライン成長」を最重要視しており、以下各事業戦略の中で述べるブランドやカテゴリーといった注力分野にリソースを集中し、商品・サービスの付加価値を向上させていきます。

また、「コスト競争力の更なる強化」については、事業コスト、コーポレートコストの双方においてその最適化を進め、品質の維持・向上との両立を図りながらスピーディーかつ効率的な事業運営体制を構築し、利益率の改善及びキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。

加えて、東日本大震災の教訓も踏まえ、事業継続能力の向上を図るとともに、コスト競争力の強化を目指していきます。

「基盤強化の推進」にあたっては、前例にとらわれることなく、変化する環境を適切にとらえ、常に挑戦する姿勢を持ち続けることが重要です。このような観点に基づき、不断の改善について取り組んでいきます。加えて70以上の国と地域での事業展開、更に約110カ国以上の国籍を持つ社員が働く当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジーを最大化していきます。なお、全ての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しており、人財育成についても一層強化していきます。

以上のとおり、当社グループは、「4Sモデル」を経営理念とし、「変化への対応力」を高めながら、各事業の成長戦略を着実に実行することによって、持続的利益成長を実現し、中長期に亘る継続的な企業価値の向上を目指していきます。

① たばこ事業

たばこ事業は、当社グループ利益成長の中核かつ牽引役であり、調整後営業利益成長率（為替一定）について、「中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す」ことを目標として掲げ、国内たばこ事業は高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業として、海外たばこ事業は利益成長の牽引役である、もう一つの中核事業としての役割を担っていきます。

<質の高いトップライン成長>

- ・ ブランド・エクイティ強化を通じた既存主要市場におけるシェアの維持・拡大

たばこ事業は、「卓越したブランド・ポートフォリオ」を原動力として、過去数年間に亘って、当社グループ主要市場の多くで、その市場シェア伸張を実現してきました。

今後も市場シェア伸張を目指すべく、当社グループは、主要ブランド、特にグローバル・フラッグシップ・ブランド（GFB）への継続的な投資を通じたブランド・エクイティの向上に注力していきます。

その一方で、我々が事業展開する各国・各地域のお客様の嗜好に合わせ、ローカルブランドによる補完も適切に実行し、例えば、日本市場においては、GFBである「メビウス」に加えて「セブンスター」「ピアニッシモ」についても注力ブランドと位置づけ、そのブランド・エクイティ強化に向けた継続的な投資を今後も行っていきます。

具体的には、喫味品質の主たる要素である「ブレンド技術」「香料技術」「フィルターをはじめとする材料技術」、そしてそれらを「加工する技術」を更に進化させていくとともに、外観品質として重要な「パッケージ開発力」も加えた、付加価値あるたばこ創りの5つの主要素に注力していきます。

また、たばこ業界は、世界的な広告・販売促進規制等の進行によって、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の4大マスメディアの活用が著しく制限されており、お客様との適切なブランドコミュニケーションを展開するうえで、店頭を中心としたコミュニケーション媒体の重要性が高まっていると認識しております。

したがって、流通・プロモーション戦略上は、国・地域毎の規制環境により販売チャネル、お客様の購買動向、競合動向が異なることを踏まえたトレードマーケティングの推進を重要テーマとし、例えば、各企業及び重要個店との中長期的なパートナーシップ構築や効果的なプロモーション提案力の向上を図っていきます。

- ・ 地理的拡大

たばこ事業は、1999年のRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業及び2007年のGallaher社といった大型買収・統合を実現し、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高めてきました。

これら二度の大型買収・統合を柱とした地理的拡大施策は、過去10数年間に亘って、たばこ事業成長の中核的役割を担い、特にスピード感ある適切な統合施策の実行は、買収によって獲得したグローバル事業基盤の自律的な強化・拡充に大きく貢献してきました。

その後、スーダン共和国においてシェアNo. 1企業であり、南スーダン共和国においても事業展開をしているたばこ会社「Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd.」、欧州諸国を中心にRYO/MYOマーケットに有力な事業基盤を持つ、ベルギーのたばこ会社「Gryson NV」、世界的に大手の水たばこ製品の製造・販売会社であるエジプトの「Al Nakhla Tobacco Company S.A.E.」及び「Al Nakhla Tobacco Company - Free Zone S.A.E.」を買収するなど、先進国を中心とした高マージン市場と新興国を中心とした高成長市場のバランスの取れた地理的ポートフォリオの構築を実現してまいりました。今後は、更なるグローバル事業基盤の強化・拡充を図るため、既に強固な基盤を有する市場、成長ポテンシャルが高い市場

へバランス良く投資し、自律的な成長を目指します。また同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索・実行についても、重要な戦略オプションと考えております。

・新規製品カテゴリーの創出

現在のたばこ事業の中心領域は、紙巻たばこですが、同時に、シガー、パイプ等、紙巻たばこ以外の現存するたばこ製品についても適宜事業機会をとらえていきます。

たばこ事業は、変化する事業環境及びお客様ニーズを汲み取り、イノベーティブな新規製品カテゴリー創出を通じた価値創造を目指すことが必須であり、質の高いトップライン成長に向けた重要な戦略の一つだと考えております。イノベーティブな新規製品カテゴリーの創出には、各国・各地域の嗜好文化の特性及び規制環境を踏まえる必要があり、また技術的にもチャレンジングな取組みですが、中長期的な成長を目指すうえで、欠くことのできないテーマであると考え、その開発に対する投資を強化していきます。

これまでの具体的な取組みとしては、たばこ葉が詰まった専用の「たばこポッド」を、火をつけることなく電気を用いて加熱することで、たばこの味・香りを楽しむ「ブルーム」を、オーストリア、イタリア、韓国、日本、フランス、英国で発売しました。2015年2月にはブルームブランドに関する知的財産権を取得し、本分野の取組みを更に強化してまいります。また、2014年には電子たばこの業界リーダーであり「E-Lites」ブランドで知られるZandera Ltd.の買収を行いました。日本市場においては、周囲の方に迷惑をかけることなく様々な場所で楽しめる新しいスタイルの「無煙たばこ／ゼロスタイル」を市場投入しております。

今後ともたばこ事業は、自社技術のみならず、外部資源の有効活用も視野に入れながら、イノベーティブな新規製品カテゴリーの創出に取り組んでいきます。

<コスト競争力の更なる強化>

たばこ事業は、これまで同様に不断のコスト改善を追求し、品質の維持・向上との両立を図りながら、スピーディーかつ効率的な事業運営体制の構築を目指します。また、これまで以上に、グローバルサプライチェーンの全体最適化を志向していきます。

具体的には、葉たばこのグローバル調達における垂直統合や、材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性の確保によるコスト低減を促進していくとともに、市況に応じた機動的な調達と原材料在庫の適正化による原材料費の抑制を追求していきます。また、生産性の向上を目指した製造体制の見直しと設備投資の最適化を通じた加工費の節減も継続的に実施していきます。同時に、事業継続能力を向上させるべく、代替性確保と重要機能の分散化という観点から、マルチソーシング体制の確立と、グローバルな製造拠点の相互活用による製造能力の最適配分、優先銘柄に関する製造能力のエリア分散を目指しております。

上記施策を通じて、品質に妥協することなくコスト効率化を実現し、更なるマージン改善及び運転資本や投資最適化によるキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。

なお、持続的成長を実現するため、競争力強化に向けた営業体制の再構築に加え、コスト競争力の更なる強化に向けたたばこ製造工場2工場及びたばこ関連工場2工場の廃止を決定しております。

<基盤強化の推進>

たばこ事業の持続的利益成長を支える基盤として、「人財育成」を重要なテーマと考えております。

当社グループは、70以上の国と地域で事業を展開しており、世界中で約110カ国以上の国籍の社員が、国籍・性別・年齢の区別なく働いております。こうした多様性を活かし、コラボレーションを推進する中で、シナジーを最大化しております。

全ての企業活動・成果は人財によって生み出されるものだという強い認識の下、グローバルな人財の獲得・育成について、更に進化させていきたいと考えております。

たばこ事業は、上記事業戦略の着実な実行により、引き続き業界を代表するグローバルたばこメーカーとしてのプレゼンス向上を目指すとともに、当社グループにおける利益成長の中核かつ牽引役としての役割を一層強化していきます。

② 医薬事業

医薬事業は、各製品の価値最大化と次世代戦略品の研究開発推進を通じ、収益基盤の更なる強化を目指します。重点研究開発領域としては、過去の創薬研究の経験・ノウハウの蓄積が多い「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」を選定し、経営資源を集中しております。なお、かかる領域における研究開発投資については、近い将来の採算化を目指しつつも、中長期的な観点からの最適な資源配分を継続していきます。

<収益基盤の更なる強化>

収益基盤の更なる強化のために、具体的には「次世代戦略品の研究開発推進と最適タイミングでの導出」「各製品の価値最大化」を重要課題とした取組みを強化していきます。

・「次世代戦略品の研究開発の推進と最適タイミングでの導出」

医薬事業の持続的発展の観点から、次世代戦略品の研究開発推進は重要な課題です。新薬創出のハードルが年々上昇している中、世界の医療現場におけるアンメットニーズに徹底的にこだわり、世界中から創薬のタネを求めることによって研究テーマの充実を図るとともに、候補化合物ごとに柔軟かつきめ細やかな研究マネジメントを実践することによって、迅速な臨床開発フェーズへの移行を目指します。

近年、世界規模で研究開発競争が激化しており、医療現場ニーズを見据えた完成度の高い開発戦略の構築と、スピード感のある臨床試験の実施が必要不可欠です。研究開発スピードを加速し、早期に世界の患者様に我々が創製した新薬をお届けするために、自社での開発推進に加え、引き続き、他社（特にグローバルメガファーマ）への導出や提携等の機会も積極的に追求していきます。

・「各製品の価値最大化」

2013年以降、「スタリビルド配合錠」（抗HIV薬）、「リオナ錠」（高リン血症治療剤）、「シダトレンスギ花粉舌下液」（減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬）を国内で発売しました。また、海外においては、各ライセンスパートナー企業が、「Stribild」（抗HIV薬）、「Mekinist」（メラノーマ治療薬）を販売中です。

これら各製品を通じた医療現場への貢献を最大化すべく、当社のグループ会社である鳥居薬品やライセンスパートナー企業と緊密に連携し、市場への着実な浸透を図っていきます。

なお、こうした諸活動の推進を実効あるものとするためには、医療現場におけるアンメットニーズや最新の創薬研究に精通し、それをもとに完成度の高い開発戦略や製品価値最大化戦略を構築しうる人財、世界のアカデミアや製薬企業とわたりあえるグローバル人財の育成が急務であると認識しており、それに向けた取組みに注力していきます。

③ 加工食品事業

加工食品事業は、少なくとも業界平均に比肩する営業利益率を実現し、グループへの利益貢献を目指します。

<質の高いトップライン成長>

冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー及び酵母エキス調味料、オイスターソース等の調味料を主力とし、テーブルマークを中心として事業を展開しております。なかでも、高い商品力・市場シェアを有するステープル商品に注力します。具体的には、お客様ニーズ把握力、アイデア創出力・具現化力の更なる強化を図ることにより、当社グループ独自の製造技術を一層活かしつつ、「お客様にとって、その価格に相応しい付加価値ある商品づくり」を目指します。また、商品戦略と連動した効果・効率的な広告宣伝及び販売促進活動の展開並びに営業力の強化を図ることによって、更なる市場シェア拡大を目指します。

<コスト競争力の更なる強化>

原材料調達力の強化、物流網の効率的運用、自社グループ工場の生産性改善によるコスト低減に加えて、販売促進施策の選択と集中による営業活動経費の効率的執行、全社的な固定費削減努力を継続的に行い、コスト競争力の強化に努めます。

<基盤強化の推進>

・食の安全管理

今後も引き続き、お客様に安全で高品質の商品を提供していくため、「フードセーフティ」「フードディフェンス」「フードクオリティ」「フードコミュニケーション」の4つの視点をもとに食の安全管理に万全を期した事業運営を行ってまいります。

「フードセーフティ」では、既に導入済の食品安全マネジメントシステムを活用し、リスクを極小化する活動を展開します。

「フードディフェンス」では、意図的な攻撃を防ぐための仕組みとして導入済であるフードディフェンスプログラムを推進しております。

「フードクオリティ」では、食品本来の品質である「おいしさ」を追求するとともに、お問い合わせ・ご指摘情報からの継続的な改善による、商品付加価値とお客様満足度の向上を目指します。

「フードコミュニケーション」では、お客様の要望に真摯に耳を傾けるとともに、私たちの活動の「見える化」を推進するため、積極的に情報を提供する取組みを行います。

・人財育成

事業を支える人財の育成は重要なテーマであり、高いマーケティング能力や商品開発能力等様々なスキルを有する人財の育成に向け、その能力開発プログラムの策定及び適切なキャリアパスの構築を図り、その実行に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は提出日現在において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

① 連結売上収益に占める日本市場のたばこ売上収益の重要性について

当社グループは、たばこ事業を中心に70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しております。その中でも日本市場におけるたばこの売上収益は、当社グループの売上収益に相当程度貢献しております。したがって、日本市場が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（たばこ事業に係るリスクの詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

② 事業拡大について

当社グループは、医薬事業及び加工食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業におけるRJRナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得（1999年。買収額約78億ドル（9,440億円。取得時の為替レートにより算出。以下同じ。））及びGallaher社の買収（2007年。買収額約75億ポンド（1兆7,200億円））、加工食品事業における(株)加ト吉（現：テーブルマークホールディングス(株)）の買収（2008年。買収額約1,090億円）をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤を更に強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、異なる地理的又は文化的背景により営業、人員、技術及び組織の統合ができない場合、買収又は提携した事業における製品に対する継続的な需要を維持し又はかかる製品を製造販売することができない場合、現在行われている事業を継続することができない場合、買収した事業における優秀な人材を保持し又は従業員の士気を維持することができない場合、当社グループの内部統制体制を買収した事業に適用することができない場合、効果的なブランド及び製品ポートフォリオを構築することができない場合、異なる製品ラインにおける販売及び市場戦略の連携ができない場合、並びに現在行われている事業から経営者の注意が分散される場合等により、当社グループの期待する成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点を買収後に発見された場合等には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い、相当額ののれん及び無形資産を連結財政状態計算書に計上しており、当年度末現在、のれん及び無形資産の金額はそれぞれ、連結総資産の32.7%（1兆5,394億円）及び7.8%（3,649億円）を占めております。当社グループは、当該のれん及び無形資産につきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合、又は適用される割引率が高くなった場合等は、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社はロシアルーブル、ユーロ、英国ポンド、台湾ドル、米国ドル、スイスフラン等日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。したがって、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることとなります。当社グループの売上収益及び調整後営業利益に占める海外たばこ事業の割合は、2014年1-12月において、それぞれ54.6%及び67.7%であり、特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

なお、海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.（以下「JTIH」という。）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むこととなります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について、清算、売却又は重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間での為替変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の大部分は外国為替の影響を受けます。例えば、当社グループは、国内たばこ事業又は海外たばこ事業において、外国産葉たばこを使用しております（下記⑧をご参照下さい。）が、外国産葉たばこの相当程度を米国ドル建てで調達する一方、製造たばこを各国の現地通貨建てで販売しております。したがって、当該現地通貨に対して米国ドルが高くなった場合には、当社グループの利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 税制改正大綱について

2011年12月10日に閣議決定された「平成24年度税制改正大綱」においては、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます」との記載がなされております。

2015年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正大綱」においては、たばこ税の見直しとして「旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止する」との記載がなされ、激変緩和等の観点から2016年4月1日から2019年4月1日までの期間において、段階的に税率改正を実施する旨の経過措置が講じられることとなっております。

なお、旧3級品以外のたばこ税の税率引上げ等については言及されていませんが、平成28年度税制改正以降において、たばこ税の引上げが行われる場合には、税率の引上げ幅や、当社グループがかかると見られる増税に迅速かつ適切に対応できるか否かによって、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然災害及び不測の事態等について

2011年3月に発生した東日本大震災により、当社グループの一部事業所や材料品調達先が被災したこと等から、主に国内たばこ事業における事業運営に影響を受けました。事業継続能力の向上を図っておりますが、今後も震災に起因する事象が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内及び海外の将来の大規模な地震、津波、台風、洪水等の自然災害、インフラの停止、政情不安、爆発等の人災その他の不測の事態が発生した場合には、仕入先の被災に起因する供給不足、交通、流通サービス及び販売チャネルの障害、電気・水道等の停止、需要の減少、従業員の被災等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、東日本大震災及び津波の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とした国内産葉たばこへの放射性物質影響に対するお客様の不安を取り除き、安心してご愛顧いただける製品をお届けするための取組みとして、野菜類の農産物に対する政府基準値を参考に自社基準値を設定し、原料購買前・原料処理前・製品工場での使用前・製品出荷前の各段階において幾重にも検査・確認する体制をとっています。

⑥ カントリーリスク

当社グループは、たばこ事業を中心に70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しており、特に、海外たばこ事業の重要性が増加してきております。当社グループは、長期的な成長実現のために、更なる地理的拡大に積極的に挑戦してまいります。一方で、現地の政治・経済・社会・法制度等の変化や暴動、テロ及び戦争の発生に伴うカントリーリスクが相対的に高まり、リスクが具現化した場合には、サプライ・チェーンや流通網の遮断、資産や設備の毀損、人員配置及び営業管理の困難性等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また当社グループには、米国、EU、スイス、カナダ等による経済制裁の対象となっている国々における事業があります。当社グループは、各種経済制裁に則り適法、適切に事業運営を行っておりますが、仮に当社グループがこれらの経済制裁に違反した場合には、多額の罰金が課される等のおそれがあり、また当該制裁の内容等が変更された場合には、当社グループがかかると見られる国々における事業を継続できなくなる等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループがかかると見られる経済制裁に違反しない場合でも、経済制裁の対象となっている国々において事業を行っていること自体により、当社グループに対する評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループのイラン子会社が保有する現金及び現金同等物は、イランに対する国際的な制裁等のため、同社によるイラン国外への資金の送金が困難な状況となっております。

⑦ 経済・景気の悪化

世界経済は、先進国においてゆるやかな景気回復が見られますが、新興国経済の成長鈍化等、引続き先行きは不透明な状況にあります。また、日本においても、円安傾向等を背景に景気回復の兆しが見られるものの、2014年4月1日から消費税が8%に増税されたこともあり、かかる傾向が持続するかどうかについては、依然として予断を許さない状況にあります。フランス、イタリア、ロシア、スペイン、台湾、トルコ及び英国など当社グループの海外たばこ事業における主要な市場の多くにおいて、経済・景気の悪化、人口構成の変化その他の社会的な要因により、近年たばこの総需要が減少しており、2008年の金融危機以降、そのペースが速まっております。日本においても、たばこの総需要は減少を続けており、かかる傾向が継続するものと考えております。このように、経済・景気の悪化等により、お客様の購買力又は消費意欲が減退し、また、お客様の需要がより安価な銘柄又はカテゴリーへ移行する可能性があります。同様に、当社グループの飲料及び加工食品の需要が減少する可能性があります。これらの事象により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 原材料調達の不安定化

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、国内産業たばこ及び外国産業たばこを使用しております。一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産業たばこのみを使用しております。

葉たばこは農作物であり、また飲料・加工食品も多くが自然由来の原材料を使用しているため、それらの調達状況は天候やその他の自然現象及び商品市場に左右されます。また、世界的な人口の増加と経済成長に伴う爆発的な消費の増加によって、資源の枯渇が全世界的なリスクになると認識されており、原材料価格が上昇する恐れがあります。当社グループの商品生産にあたって必要な量の原材料確保の困難化、及びその調達コストの上昇が当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑨ 人財確保の困難化

当社グループは多様な人財こそが競争力の源泉であると認識し、世界中から優秀な人財を採用し、その育成・確保を行っております。しかしながら、当社グループの中核であるたばこ事業に対する社会的イメージの低下により、優秀な人財の確保及びその引き留めが重要な課題となっております。人財の確保等を十分に行うことができなかつた場合、将来の事業運営が困難となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 知的財産権の侵害について

当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、又は、当社グループの知的財産権が第三者により侵害された場合には、多額の賠償金・訴訟費用等を支払わなければならない可能性や、当社グループの製品開発、商品化及び事業戦略への悪影響により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 環境規制について

当社グループは、国内外において研究開発及び製造過程で発生する有害物質、廃棄物等について、さまざまな環境保護に係る法的規制を受けております。将来、当社グループの事業活動により環境汚染等の問題が発生した場合、又は、環境規制の導入もしくはその変更があった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループのたばこ事業に係る事項

① たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、少子高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、増税や喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、かかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても、需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、社会情勢、規制動向、人口構成の変化や増税値上げ等により減少する可能性があります。

たばこ需要が減少した場合、販売数量の減少により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内たばこ市場においては、1985年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び1987年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外たばこ市場においては、当社グループは自律的成長に加え、RJRナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得、Gallaher社の買収等を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

各市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入、並びにそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、規制、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、健康に対する社会的関心の高まり、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ たばこに課せられる税金について

たばこ税については、日本を含む各国で財政及び公衆衛生の観点による増税議論が行われ、実際に増税が行われております。また、日本をはじめ多くの国で、国家財政の改善に向けた消費税又はVAT（Value-Added Tax、付加価値税）等それに類する税金の引上げが行われております。

当社グループは各国においてたばこに課せられる税の種類又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。増税が想定外のタイミング、頻度、税率又は地域で行われた場合、当社グループは、増税に迅速かつ適切に対応することができない可能性があります。

また、たばこに課せられる税金が引き上げられた場合、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や安価な銘柄への需要の移行、密輸や偽造等の不法取引の発生又は増加を促す可能性があり、一方で、かかる値上げを行わなければ、たばこ事業の収益構造の悪化をもたらすことから、いずれも当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 製造たばこに対する規制について

・海外の状況について

当社グループが製造たばこを販売している海外市場において、2003年5月の世界保健機関(WHO)の第56回世界保健総会で採択され、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」(なお、日本政府は2004年6月に当該条約を受諾しております。)を契機に製造たばこの販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する規制は増加する傾向にあります。

本条約は、喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的としており、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項(具体的には、受動喫煙からの保護、たばこ製品の含有物・排出物に関する規制、たばこ製品についての情報の開示に関する規制、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されております。)、たばこの供給削減に関する措置についての条項(具体的には、たばこ製品の不法取引を防止するための措置、たばこ製品の未成年者への販売を防止するための措置等について規定されております。)等を規定しています。また、「マイルド」「ライト」等の形容的表示を規制する条項もあり、様々な措置が講じられてきております。加えて、2012年11月の本条約に係る第5回締約国会議において、たばこ製品の不法取引撲滅のための議定書が採択されております。

本条約においては、各締約国の一般的義務として、たばこ規制戦略、計画及びプログラムの策定、実施、定期的な更新、及び検討を行うことが定められておりますが、各締約国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国に委ねられております。

各締約国の具体的規制として、例えば、英国においては、「店頭におけるたばこ製品の陳列規制」「自動販売機によるたばこ製品販売禁止」を含む法律が施行されております。また、オーストラリアにおいては、たばこ製品の個装に規定の包装色並びに規定の刷記位置への規定のフォントサイズ・色及びスタイルによる製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージの前面75%、後面90%に刷記することを義務付けるプレーンパッケージ(以下「PP」という。)法が2011年に成立、2012年12月に施行されております。2015年3月にはアイルランド及び英国でプレーンパッケージ規制を導入する法令が成立し、その他、複数の国において、類似の措置が検討されております。

また、ロシアでは、2013年2月に、受動喫煙及びたばこ消費に関する法律が成立しており、本法律の規制は2013年6月から2017年にかけて段階的に導入されているところです。この法律には、たばこ製品の陳列規制、一部店舗での販売を禁止する販売規制、広告・販促・スポンサーシップの禁止、最低小売価格の設定、公共の場所における全体的喫煙禁止が含まれています。

EUにおいては、2001年7月に公布された「たばこ製品指令(EU TPD)」が改正され、2014年5月に発効しております。この改正された指令は、たばこ製品の包装・表示規制の強化、たばこ製品の添加物規制、電子たばこ製品関連規制等を含んでおり、EU加盟各国に対し、本指令の要求事項を担保するように自国の法律、規則及び行政規定を整備することを求めています。この改正された指令は、今後、EU加盟各国における2016年5月までの法制化を経て、2017年5月までに施行される予定です。

・国内の状況について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。

2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は2004年3月、より厳格な内容に改正されました(詳細については、下記(4)③ i の脚注2をご参照ください。)。一般社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。更に、受動喫煙防止の観点からは、従来、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が、施

設管理者に対し努力義務を課した健康増進法等の影響により制限されるケースが増加してきました。近年では、職場における労働者保護の点からも、国や自治体等によりさまざまな取組みが計画・推進され、また法改正も実施されております。こうした傾向は今後も継続していくものと予測しております。

・当社グループの業績への影響について

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む。）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制が強化された場合、又はかかる規制強化に適時適切に対応できなかった場合には、たばこに対する需要及び市場シェアの減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 密輸及び偽造等の不法取引について

たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。不法取引は、国ごとの税制及び課税水準の違いによる価格差等を要因にしていると考えられ、大幅な増税を機に増加する傾向にあります。

不法に取引されたたばこは、メーカーにとってはブランド・企業の信頼性の毀損をもたらし、政府にとっては税収の減収につながることから、各たばこ企業とも政府当局と協力し、その撲滅に力を入れております。

当社グループでは、EU（加盟国を含む。）及びカナダ政府当局との間で不法取引を解決するための協力契約をそれぞれ締結する等、その対策に取り組んでおりますが、密輸及び偽造等の不法取引の増大が、ブランド価値を毀損すること、又は不法取引を撲滅するための対策等に多額の費用を要すること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟等について

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露により損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、もしくはRJRNタバコ社の米国外のたばこ事業を取得した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、当年度末現在19件存在しております。また当社グループは喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても当事者となっております。

当社グループは係争中の又は将来の喫煙と健康に関する訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、多額の賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれら訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担が強いられたりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、今後も当社グループを当事者とした訴訟等が発生する可能性があります。これらの訴訟等が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループが当事者となっている主な訴訟については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 37. 偶発事象」をご参照ください。

(3) 当社グループの医薬事業、飲料事業及び加工食品事業に係る事項

① 医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目又は医薬品につき、当社グループもしくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的もしくは外的要因により、研究開発又は販売を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上収益を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造又は製造委託することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・想定外の副作用又は不十分な臨床結果により医薬品の研究開発、製造販売を中止することとなるリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

② 飲料事業及び加工食品事業に係る事項

当社グループの飲料事業及び加工食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する製品がお客様の嗜好に合致せず、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・原材料価格の変動（為替変動によるものを含む。）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・当社グループの製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む。）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、お客様の健康を害する、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損なわれるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

① 日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府はJT法に基づいて、常時、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有することとされており、当年度末現在において、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。したがって、日本国政府は、当社の株主総会において取締役の選任等の普通決議事項について重大な影響を及ぼすことができ、また合併、資本金の減少、定款変更等の特別決議事項については拒否権を有することになります。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③ iiをご参照ください。）

上記のとおり、日本国政府は、当社に対して株主としての権利に加え、JT法及びたばこ事業法に従い、監督する権限等を有しておりますが、日本国政府の利害が他の株主のそれと一致する保証はなく、他の株主の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2011年12月2日公布の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別

措置法」において、政府は、平成34年度までの間において復興財源に充てる収入を確保することを旨として、当社株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、当社株式の保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされております。

② 葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされております（詳細については、下記③ i をご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約3倍と割高となっております。したがって、国内産葉たばこを実質的にすべて買入れる義務は、外国産葉たばこのみを使用する他のグローバルたばこ企業に比して、当社グループの日本国内における競争力に悪影響を与える可能性があります。

③ 提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。（第3条）</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。（第4条）</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）（注）1）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時まで、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (注) 2) (2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条) (注) 3)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、1904年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、1984年のたばこ事業法案の国会審議において、政府委員より次のような趣旨の答弁がなされたと承知しております。

たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、大蔵大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格(国産品)もしくは輸入価格(輸入品)に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。

2. 2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙(肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫)に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されております。加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられております。2005年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。
3. 2004年3月、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が改正され、屋外におけるたばこ製品の広告(ポスター・看板等)は原則として行わないこととされております。そのほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでおります。

ii 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を經營することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第2項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4		千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき860円
	旧三級品 （注） 5	千本につき2,517円	千本につき389円	千本につき411円
5. 申告納付（注） 6	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- （注） 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して
旧三級品とは1985年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時に於ける品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされておりす。
8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、税制改正大綱が閣議決定された上で、法律案の閣議決定を経て確定されま
- (ii) 1985年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
1986年 5月	1986年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
1989年 4月	1989年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
1997年 4月	1997年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
1998年12月	1998年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
1999年 5月	1999年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
2003年 7月	2003年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
2006年 7月	2006年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2010年10月	2010年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税が行われました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2014年 4月	2014年度税制改正	[消費税法改正] 消費税率が5%から8%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄を除き、1箱10円又は20円の値上げを行いました。

(注) 2015年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正大綱」においては、たばこ税の見直しとして「旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止する」との記載がなされ、激変緩和等の観点から2016年4月1日から2019年4月1日までの期間において、段階的に税率改正を実施する旨の経過措置が講じられることとなっております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは753名です。

2014年1-12月における当社グループ全体の研究開発費は、560億円であり、各セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費7億円を含んでおります。

（1）国内及び海外たばこ事業

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術及び新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。国内たばこ事業に係る2014年1-12月の研究開発費は180億円、海外たばこ事業に係る2014年1-12月の研究開発費は79億円です。

（2）医薬事業

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしております。医薬事業に係る2014年1-12月の研究開発費は289億円です。

（3）飲料及び加工食品事業

飲料及び加工食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しております。飲料及び加工食品事業に係る2014年1-12月の研究開発費は5億円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針

① IFRSの適用

当社グループは、1999年にRJRNタバコ社から米国外のたばこ事業を取得、2007年にGallaher社を買収し、70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売するグローバル企業として着実な成長を続けてきました。こうした中で、日本において国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、2009年度よりIFRSの任意適用が認められたことを踏まえ、当社グループは、2011年度よりIFRSを適用することとしました。これにより、当社グループは資金調達手段の多様化、経営管理面での品質向上を目指してまいります。

② 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

上記のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」をご参照ください。

③ 決算期の変更について

当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。また、決算期が12月31日以外の連結子会社についても、同様の変更を行いました。したがって、2014年12月期は、当社及び海外たばこ事業セグメント以外に属する主な連結子会社は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算、海外たばこ事業セグメントに属する連結子会社は2014年1月1日から2014年12月31日までの12ヶ月決算となります。

(2)当年度の経営成績の分析

① 売上収益

2014年1-12月の売上収益につきましては、海外たばこ事業における単価上昇効果及び円安影響を主因に、前年同一期間比613億円増収の2兆4,335億円（前年同一期間比2.6%増）となりました。

② 売上原価・その他の営業収益・持分法による投資利益・販売費及び一般管理費等

2014年1-12月の売上原価は前年同一期間比144億円増加の9,872億円（前年同一期間比1.5%増）、その他の営業収益は前年同一期間比247億円減収の505億円（前年同一期間比32.8%減）、持分法による投資利益は前年同一期間比61億円増益の78億円（前年同一期間比359.1%増）、販売費及び一般管理費等は前年同一期間比993億円増加の9,328億円（前年同一期間比11.9%増）となりました。

③ 営業利益及び調整後営業利益

海外たばこ事業における単価上昇効果及び円安影響を主因に、2014年1-12月の調整後営業利益は前年同一期間比475億円増益の6,601億円（前年同一期間比7.8%増）となりました。なお、為替一定ベース調整後営業利益は、前年同一期間比10.6%増となります。営業利益は、国内たばこ事業における競争力強化施策及び海外たばこ事業における欧州製造拠点再編に係る費用計上等により、前年同一期間比709億円減益の5,718億円（前年同一期間比11.0%減）となりました。

④ 当期利益（親会社所有者帰属）

2014年1-12月の税引前利益は前年同一期間比569億円減益の5,736億円（前年同一期間比9.0%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては前年同一期間比540億円減益の3,891億円（前年同一期間比12.2%減）となりました。

(3)財務活動の基本方針

当社グループの財務活動の基本方針は、以下のとおりです。

① グループ内キャッシュマネジメント

グループ全体の資金効率を最大化するため、法制度上許容され、かつ経済合理性が認められることを前提として、主としてキャッシュマネジメントシステム（CMS）によるグループ内での資金貸借の実施を最優先としております。

② 外部資金調達

短期の運転資金については、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパー又はその組み合わせ、中長期資金については、金融機関からの借入、社債、株主資本又はその組み合わせにより調達することを基本としております。

安定的で効率的な資金調達のために、複数のコミットメント融資枠を設定するなど、取引する金融機関と資金調達手段の多様性を維持しております。

③ 外部資金運用

外部資金運用においては、安全性と流動性を確保した上で、適切な収益を求め、また投機的取引を行ってはならないことを定めております。

④ 財務リスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。主要な財務上のリスク管理の状況については、定期的に当社の社長及び取締役会への報告を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

なお、財務リスク管理の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 33. 金融商品 (2) リスク管理に関する事項から(7)市場価格の変動リスク」をご参照ください。

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い、配当金の支払い、自己株式取得並びに法人税の支払い等に資金を充当しております。

② 資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

<キャッシュ・フロー>

当年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは5,437億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは491億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは3,889億円の支出となりました。当年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、為替変動による影響を含めると、前年度末に比べ1,326億円増加し、3,858億円となりました（前年度末残高2,532億円）。

<有利子負債>

当社グループの当年度末現在の有利子負債の返済・償還予定額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	帳簿価額	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
短期借入金	276	276	—	—	—	—	—
短期リース債務	43	43	—	—	—	—	—
1年以内返済予定の長期借入金	399	399	—	—	—	—	—
1年以内償還予定の社債	400	400	—	—	—	—	—
長期借入金	10	—	1	1	2	1	5
社債	1,000	—	—	200	603	—	200
長期リース債務	153	—	36	28	18	7	64
合計	2,282	1,119	37	229	623	8	269

(長期負債)

社債（1年以内償還予定を含む）は、前年度末現在3,035億円、当年度末現在1,400億円、金融機関からの長期借入金（1年以内返済予定を含む）は、それぞれ363億円、410億円です。前年度末現在及び当年度末現在の長期借入金に適用されている年間利率は、0.43%～5.90%、0.43%～5.90%となっております。長期リース債務は、前年度末現在97億円、当年度末現在153億円です。

当年度末現在、長期債務格付は、ムーディーズジャパン(株)では Aa3（安定的）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(株)ではAA-（安定的）、(株)格付投資情報センター（R&I）ではAA（安定的）となっており、同日現在、国際的なたばこ会社の信用格付としてはそれぞれ最高レベルです。

格付は、事業を行う主要市場の発展及び事業戦略の成功、並びに当社グループではコントロールできない全般的な景気動向等、数多くの要因によって影響を受けます。格付は随時、撤回あるいは修正される可能性があります。格付はそれぞれ、他の格付と区別して単独に評価されるべきものです。JT法のもと、当社により発行される社債には、当社の一般財産に対する先取特権が付されております。この権利により、国税及び地方税並びにその他の法定債務を例外とし、償還請求において社債権者は無担保債権者よりも優先されます。

(短期負債)

金融機関からの短期借入金は、前年度末現在219億円、当年度末現在276億円です。前年度末現在及び当年度末現在、コマーシャル・ペーパーの発行残高はありません。前年度末現在及び当年度末現在の短期借入金に適用されている年間利率は、それぞれ0.45%～13.00%、0.43%～10.00%となっております。短期リース債務は、前年度末現在44億円、当年度末現在43億円です。

③ 流動性

当社グループは、従来から営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き資金源になると見込んでおります。営業活動によるキャッシュ・フローは今後も安定的で、通常の事業活動における必要資金はまかなえると予想しております。また、当年度末現在、国内・海外の主要な金融機関からの3,865億円のコミットメント融資枠があり、その全てが未使用です。更に、国内コマーシャル・ペーパープログラム、アンコミットメントベースの融資枠、国内社債発行登録枠などがあります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2014年1-12月において、当社グループでは、全体で1,409億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に410億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強、維持更新に加え製品スペック改善等に伴う投資を中心に742億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に47億円の設備投資を行いました。飲料事業につきましては、自動販売機等の維持・更新に107億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に47億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

※ 設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(2014年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) 注1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	150	2,062	7,023	26,512	985	36,581	399
東海工場 (静岡県磐田市) 注1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,309	6,590	10,756	379	20,034	348
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,831	10,487	30,107	883	47,308	475
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	166	4,042	2,527	8,236	262	15,067	269
その他5工場 (各市区町村) 注1、注4	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	452	2,215	8,282	6,936	427	17,860	663
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) 注1	国内たばこ 事業	研究開発設備	35	642	3,681	0	744	5,068	86
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	95	2,730	14,621	9	1,654	19,013	592
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,487	21,745	10	1,651	44,893	1,748
支店（25支店） (各市区町村) 注4	国内たばこ 事業 (管理業務を含 む)	その他設備等	60	3,119	3,829	1,397	1,013	9,359	3,676

(2) 国内子会社

(2014年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他27物流基地等 (本社・東京都台東区) 注1、注2	国内たばこ 事業	物流設備	27	-	4,827	1,683	524	7,034	1,407
日本フィルター工業㈱ 本社他3工場等 (本社・東京都渋谷区) 注1	国内たばこ 事業	材料製造設備	142	761	3,489	8,458	247	12,954	422
鳥居薬品㈱ 本社他工場及び支店等 (本社・東京都中央区) 注1、注2	医薬事業	医薬品製造設 備及びその他 設備	59	518	2,909	2,077	453	5,956	1,047
㈱ジャパンビバレッジホールデ ィングス 本社他事業拠点等 (本社・東京都新宿区) 注1、注2	飲料事業	販売物流設備	69	3,055	2,331	4,647	12,027	22,060	189
テーブルマーク㈱ 本社他8工場等 (本社・東京都中央区) 注2	加工食品事業	冷凍食品生産 設備	-	-	6,296	9,029	215	15,541	1,295

(3) 海外子会社

(2014年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
Gallaher Ltd. (イギリス) 注5	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	536	4,032	5,641	16,681	1,138	27,492	1,487
LLC Petro (ロシア) 注2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	187	34	5,552	16,040	1,969	23,596	1,199
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) 注2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	32	125	2,277	3,392	446	6,239	589
JT International Germany GmbH (ドイツ) 注5	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	346	349	11,731	23,679	1,528	37,287	1,779
JTI Tütün Unlari Sanayi A. S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	149	177	2,284	11,740	114	14,315	442
JTI Polska Sp. z o. o. (ポーランド) 注5	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	158	101	6,895	18,763	937	26,696	905

- (注) 1. 連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
2. 連結会社以外のものから賃借している土地があります。
3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。

4. 当社は、コスト競争力の更なる強化に向け、2016年3月末までに、一部のたばこ製造工場等の廃止等を実施致します。また、2015年4月1日付で、現在の25支店体制からより機能を拡充した15支社体制へ移行し、競争力強化に向けた営業体制の再構築を行います。
5. 当社は、2014年10月6日開催の取締役会において、より効率的な製品製造体制構築の観点から、欧州域内の製造拠点を再編することについて、欧州労使協議会及び現地労働組合との間で具体的な協議を開始することを決議しております。
今回の協議では、リスナフィラン工場（北アイルランド）及びウェルヴィク工場（ベルギー）の閉鎖、並びにトリアー工場（ドイツ）が有するMYO製品の製造ラインの廃止、またこれら工場での製造機能をポーランドとルーマニアの工場へ移管することを提案しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。報告セグメントの中でも、国内及び海外たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び加工食品事業は、将来の利益貢献につながる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

このような方針のもと、当年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は1,610億円としております。

なお、設備投資計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当社グループの実際の設備投資は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載したものを含む多くの要因により、上記の見通しとは著しく異なる場合があります。

セグメントの名称	設備投資予定額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達の 主な方法
国内たばこ事業	410	ブランド・エクイティの強化へ向けた営業・生産設備の整備・強化	自己資金
海外たばこ事業	850	製品スペック改善並びに生産能力増強・維持更新及び事業基盤の拡充	同上
医薬事業	65	研究開発体制の整備・強化	同上
飲料事業	130	営業設備の整備・強化	同上
加工食品事業	70	生産能力増強・維持更新	同上

(注) 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

※ 設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

※ 2015年度の設備投資計画については、2015年2月4日に発表したJT 飲料製品の製造販売事業から撤退の影響を織り込んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000,000
計	8,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2014年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2015年3月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000,000	2,000,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 2
計	2,000,000,000	2,000,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

① 2007年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	335個	310個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	67,000株（注）1、4	62,000株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。
- ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
2. 以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。
- この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。
- 1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
4. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、当該株式分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数について1株から200株へ調整して記載しております。

② 2008年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	499個	494個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	99,800株（注）1、4	98,800株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

③ 2009年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	1,049個	1,049個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	209,800株（注）1、4	209,800株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

④ 2010年9月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	861個	861個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	172,200株（注）1、4	172,200株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり198,386円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

⑤ 2011年9月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	1,038個	1,038個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	207,600株（注）1、4	207,600株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月4日から 2041年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり277,947円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

⑥ 2012年9月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	729個	729個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	145,800株（注）1	145,800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月10日から 2042年10月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり320,000円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(注) 2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

⑦ 2013年9月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	500個	500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株（注）1	100,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年10月8日から 2043年10月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり513,400円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

⑧ 2014年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年2月28日)
新株予約権の数	344個	344個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	68,800株（注）1	68,800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2014年10月7日から 2044年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり483,200円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月1日	1,990,000	2,000,000	—	100,000	—	736,400

(注) 2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は1,990,000千株増加して2,000,000千株となっております。

(6) 【所有者別状況】

(2014年12月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	236	72	1,096	859	44	144,635	146,943	—
所有株式数 (単元)	6,669,300	3,173,483	450,390	249,361	6,725,108	243	2,731,870	19,999,755	24,500
所有株式数の 割合 (%)	33.35	15.87	2.25	1.25	33.63	0.00	13.66	100.00	—

(注) 1. 自己株式1,824,433単元は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が336単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(2014年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	666,930,000	33.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	48,016,600	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	44,042,200	2.20
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島四丁目16番13号)	40,614,441	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	37,725,319	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	37,079,564	1.85
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	33,800,000	1.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	33,575,126	1.68
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	28,362,300	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	16,560,688	0.83
計	—	986,706,238	49.34

(注) 上記のほか、自己株式が182,443,388株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2014年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 182,443,300	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,817,532,200	18,175,322	(注) 2
単元未満株式	普通株式 24,500	—	(注) 3
発行済株式総数	2,000,000,000	—	—
総株主の議決権	—	18,175,322	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が33,600株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数336個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3. 自己株式が88株含まれております。

② 【自己株式等】

(2014年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	182,443,300	—	182,443,300	9.12
計	—	182,443,300	—	182,443,300	9.12

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(2007年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2007年12月21日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2007年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し46,600株、執行役員に対し38,600株、合計85,200株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

2. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、当該株式分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数について1株から200株へ調整して記載しております。

(2008年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2008年9月19日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2008年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し63,000株、執行役員に対し46,400株、合計109,400株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2と同じ。

(2009年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2009年9月28日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2009年9月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し125,200株、執行役員に対し105,400株、合計230,600株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2と同じ。

(2010年9月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2010年9月17日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2010年9月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し104,200株、執行役員に対し91,600株、合計195,800株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2に同じ。

(2011年9月16日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2011年9月16日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2011年9月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員（取締役である者を除く） 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し102,800株、執行役員に対し104,800株、合計207,600株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2に同じ。

(2012年9月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2012年9月21日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2012年9月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 7名 執行役員（取締役である者を除く） 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し65,600株、執行役員に対し80,200株、合計145,800株（新株予約権1個につき200株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2013年9月20日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2013年9月20日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2013年9月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 7名 執行役員（取締役である者を除く） 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し42,000株、執行役員に対し58,000株、合計100,000株（新株予約権1個につき200株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2014年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2014年9月19日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2014年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く) 6名 執行役員(取締役である者を除く) 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役(社外取締役を除く)に対し35,600株、執行役員に対し33,200株、合計68,800株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2015年2月5日)での決議状況 (取得期間 2015年2月9日~2015年6月9日)	36,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	36,000,000	100,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	26,896,200	100,000
提出日現在の未行使割合(%)	25.3	0.0

(注) 1. 当該取締役会において、自己株式取得の方法は信託方式による市場買付とすることを決議しております。

2. 当該決議に基づき、2015年2月9日から2015年3月18日までに、普通株式26,896,200株を100,000百万円で取得し(約定ベース)、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しております。

3. 当期間における取得自己株式数及び価額の総額は約定ベースにて記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	8,600	16,237	6,000	11,357
保有自己株式数	182,443,388	-	209,333,588	-

(注) 当期間の保有自己株式数は、約定ベースにて記載しております。

3 【配当政策】

当社は、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、加えて、グローバルFMCG業界における競争力ある株主還元を追求してまいります。この観点から、連結配当性向と調整後EPS成長率（為替一定）についてもターゲットを設定しております。

連結配当性向につきましては、50%を下限としてグローバルFMCGプレイヤーに比肩する水準を目指し、2015年度に50%を実現いたします。また、調整後EPS成長率（為替一定）につきましては、中長期に亘って年平均high single digit 成長を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ、1株当たり50円といたしました。従いまして、年間では中間配当50円を含め、1株当たり100円となります。

また、内部留保資金につきましては、その使途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、自己株式の取得等に備えることとしております。

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第30期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2014年10月30日 取締役会決議	90,878	50.00
2015年3月20日 定時株主総会決議	90,878	50.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月
最高(円)	358,000	352,000	474,500	490,500 □3,240	3,835	4,193
最低(円)	227,000	243,900	282,600	406,500 □2,108	2,850	3,097

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 第30期は、決算期変更により2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2014年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,804.0	3,669.0	3,704.5	3,810.0	4,193.0	3,819.0
最低(円)	3,640.0	3,351.0	3,510.0	3,272.5	3,761.5	3,107.0

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		丹呉 泰健	1951年3月21日生	1974年4月 大蔵省入省 2006年10月 財務省理財局長 2007年7月 同省大臣官房長 2008年7月 同省主計局長 2009年7月 同省財務事務次官 2010年7月 同省財務事務次官退官 2010年12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役 2012年12月 内閣官房参与 2014年6月 当社取締役会長（現任）	2014年 6月か ら1年 9ヶ月	500
※代表取締役社長		小泉 光臣	1957年4月15日生	1981年4月 日本専売公社入社 2001年6月 当社経営企画部長 2003年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 2004年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2006年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2007年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 2007年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 2009年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任）	2014年 6月か ら1年 9ヶ月	24,400
※代表取締役副社長		新貝 康司	1956年1月11日生	1980年4月 日本専売公社入社 2001年7月 当社財務企画部長 2004年6月 当社執行役員 財務グループリーダー 兼 財務企画部長 2004年7月 当社執行役員 財務責任者 2005年6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 2006年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2011年6月 当社取締役 執行役員 海外たばこ事業担当 2011年6月 当社代表取締役副社長（現任） 2014年6月 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役（現任）	2014年 6月か ら1年 9ヶ月	23,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役副社長		大久保 憲朗	1959年5月22日生	1983年4月 日本専売公社入社 2000年4月 当社医薬事業部国際企画部長 2002年6月 当社医薬事業部事業企画部長 2004年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 2009年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2010年5月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 兼 医薬事業部 事業企画部長 2011年1月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2012年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	2014年6月から1年9ヶ月	9,900
※代表取締役副社長		佐伯 明	1960年8月25日生	1985年4月 当社入社 2005年6月 当社経営戦略部長 2007年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2008年5月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 中国事業部長 2008年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 兼 中国事業部長 2008年7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 2009年7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外責任者 2010年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2012年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	2014年6月から1年9ヶ月	15,500
※取締役副社長		宮崎 秀樹	1958年1月22日生	1980年4月 野村證券株式会社入社 2005年7月 当社入社 2006年1月 当社財務副責任者 2008年6月 当社執行役員 財務責任者 兼 税務室長 2009年10月 当社執行役員 財務責任者 2010年5月 当社執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年6月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年7月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 兼 調達部長 2010年8月 当社常務執行役員 財務責任者 2012年6月 当社取締役副社長 (現任)	2014年6月から1年9ヶ月	12,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		岡 素之	1943年9月15日生	1966年4月 住友商事株式会社入社 1994年6月 同社取締役 1998年4月 同社代表取締役常務 2001年4月 同社代表取締役専務 2001年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役(現任) 当社取締役(現任) 2013年6月 日本電気株式会社社外取締役(現任)	2014年 6月から 1年 9ヶ月	0
取締役		幸田 真音	1951年4月25日生	1995年9月 作家として独立 2003年1月 財務省財政制度等審議会 委員 2004年4月 滋賀大学経済学部 客員 教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議 会 委員 2006年11月 政府税制調査会 委員 2010年6月 日本放送協会 経営委員 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年6月 株式会社LIXILグループ 社外取締役(現任)	2014年 6月から 1年 9ヶ月	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		中村 太	1957年11月23日生	1981年4月 日本専売公社入社 2004年7月 当社調達部長 2005年7月 当社監査部調査役 2005年9月 当社監査部調査役 出向 JT International Holding B.V. Vice President 2009年7月 当社経理部調査役 2010年7月 当社監査部長 2012年6月 当社常勤監査役（現任）	2015年3月から4年	4,800
常勤監査役		湖島 知高	1953年12月19日生	1976年4月 大蔵省入省 2000年7月 同省福岡財務支局長 2002年7月 当社財務グループ副グループリーダー 2004年7月 人事院事務総局職員福祉局次長 2007年4月 同院事務総局審議官 2008年1月 同院事務総局公平審査局長 2009年8月 独立行政法人国立病院機構理事 2010年3月 同機構理事退任 2010年10月 一般社団法人日本取締役協会顧問 2010年11月 同協会事務総長 2013年6月 当社常勤監査役（現任）	2015年3月から4年	0
監査役		今井 義典	1944年12月3日生	1968年4月 日本放送協会入社 1995年6月 同協会ヨーロッパ総局長 2000年5月 同協会国際放送局長 2003年6月 同協会解説委員長 2008年1月 同協会副会長 2011年1月 同協会副会長退任 2011年4月 立命館大学 客員教授（現任） 2011年6月 当社監査役（現任）	2015年3月から4年	700
監査役		大林 宏	1947年6月17日生	1970年4月 司法修習生 1972年4月 検事任官 2001年5月 法務省保護局長 2002年1月 同省大臣官房長 2004年6月 同省刑事局長 2006年6月 同省法務事務次官 2007年7月 札幌高等検察庁検事長 2008年7月 東京高等検察庁検事長 2010年6月 検事総長 2010年12月 検事総長退官 2011年3月 弁護士登録 2011年4月 大和証券株式会社 社外監査役（現任） 2013年6月 三菱電機株式会社 社外取締役（現任） 2014年6月 新日鐵住金株式会社 社外監査役（現任） 2015年3月 当社監査役（現任）	2015年3月から4年	0
計						91,700

- (注) 1. 取締役 岡 素之及び幸田 真音は、社外取締役です。
2. 監査役 今井 義典及び大林 宏は、社外監査役です。
3. 「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
政木 道夫	1961年2月20日生	1987年4月 司法修習生 1989年4月 検事任官 2003年7月 前橋地方検察庁高崎支部長 2004年4月 弁護士登録 シティユーワ法律事務所 現在に至る	(注)	0

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までです。

(執行役員の状況)

当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、2001年6月に執行役員制度を導入しております。2014年11月27日開催の取締役会において、2015年1月1日付で以下23名が選任されております。

役名	氏名	職名
社長	小泉 光臣	
副社長	新貝 康司	コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当
副社長	大久保 憲朗	医薬事業・飲料事業・加工食品事業担当
副社長	佐伯 明	たばこ事業本部長
副社長	宮崎 秀樹	C S R・財務・コミュニケーション担当
専務執行役員	飯島 謙二	たばこ事業本部 マーケティング&セールス責任者
専務執行役員	千々岩 良二	コンプライアンス担当・総務責任者
専務執行役員	岩井 睦雄	企画責任者
常務執行役員	山下 和人	たばこ事業本部 中国事業部長
執行役員	福地 淳一	たばこ事業本部 渉外責任者
執行役員	米田 靖之	たばこ事業本部 R&D責任者
執行役員	佐藤 雅彦	たばこ事業本部 製造統括部長
執行役員	廣渡 清栄	たばこ事業本部 事業企画室長
執行役員	長谷川 靖	たばこ事業本部 原料統括部長
執行役員	藤本 宗明	医薬事業部長
執行役員	大川 滋紀	医薬事業部 医薬総合研究所長
執行役員	松田 剛一	飲料事業部長
執行役員	永田 亮子	C S R担当
執行役員	筒井 岳彦	企画副責任者
執行役員	佐々木 治道	人事責任者
執行役員	見浪 直博	財務責任者
執行役員	前田 勇気	コミュニケーション責任者
執行役員	山田 晴彦	法務責任者

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

i コーポレート・ガバナンス体制

(a) 会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。なお、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、社外取締役2名を選任しております。

取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする、経営上の重要事項については、社内での責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速に意思決定を行える体制としております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。なお、当社常勤監査役の中村 太氏は、これまで資金部及び経理部において実務に従事するとともに、監査部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社常勤監査役の湖島 知高氏は、当社財務グループ副グループリーダーを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見に加え、幅広い行政の経験、日本取締役協会において培われたコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するものであります。

(b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

<取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家（3名）を加えたJTグループコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めております。コンプライアンス統括室は行動規範を解説した「JTグループ行動規範」を全役職員に配布するとともに、役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによりコンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断することとしており、本社総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施しております。また、「JTグループ行動規範」に「反社会的勢力への関与の禁止」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、グループ企業を含む役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当年度末現在19名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会及び取締役会の議事録は、法令及び社内規程に基づいて、適切に保存管理しております。その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、定期的に当社の社長及び取締役会へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得ることとしております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。また、対処した事案等とその内容については、四半期毎に取締役会に報告を行っております。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、社長及び社長の指名する者をもって構成する会議体における審議や、明確に責任と権限を規定した社内規程に従い意思決定を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

<監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告することとしております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行うこととしております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

(c) 監査役監査及び会計監査の状況

・ 当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員
の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めており
ます。

・ 会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施して
おります。当年度に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成につ
いては以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

宮坂 泰行氏、石川 航史氏、大橋 武尚氏

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 9名、会計士補等 16名、その他 11名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に
情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門と
の間においては、「(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況」のとおり、必要に応じて情報交換
を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

(d) 社外取締役及び社外監査役

・ 社外取締役及び社外監査役の員数並びに人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係
当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

社外取締役岡 素之氏は住友商事株式会社の相談役です。なお、当社は、岡 素之氏が2012年6月22日まで代表
取締役会長を務めた住友商事株式会社との間に製造機械等の取引関係がありますが、その取引金額は当年度にお
いて当社連結売上収益の約0.02%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。

なお、上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社に人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係
はありません。

・ 社外取締役の選任状況及び社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役岡 素之氏はグローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い識見を、社外取締役幸田 真音氏は
国際金融に関する豊富な識見と大学教授や政府等審議会委員を歴任された幅広い経験並びに作家活動を通じて発
揮されている深い洞察力と客観的な視点を、当社経営に反映いただくことを期待するとともに、独立・公正な立
場からの業務執行の監督機能を期待し、社外取締役に選任しております。

・ 社外監査役の選任状況及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役今井 義典氏は日本放送協会副会長としての経営経験や豊富な国際経験によるグローバルな視点
を、社外監査役大林 宏氏は法曹界における豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を、それぞれ期待するととも
に、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監
査役に選任しております。

なお、当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、政木 道夫氏を補欠監査役に選
任しております。

・ 社外取締役及び社外監査役の独立性について

当社は、2012年4月26日の取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定いたしました。なお、当該独立
性基準においては、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者

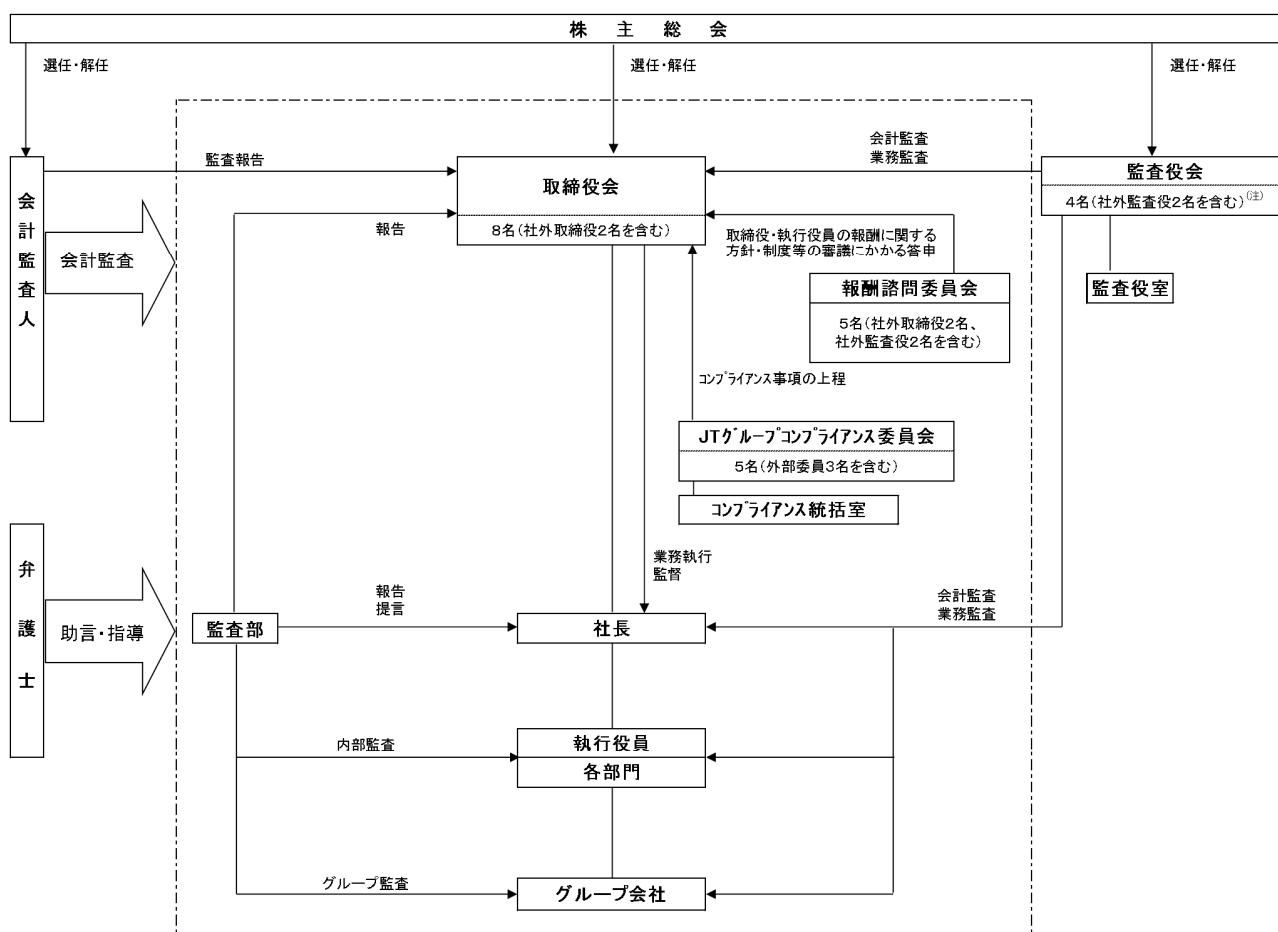
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

上記の独立性の判断基準に照らし、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役岡素氏及び幸田真音氏、社外監査役今井義典氏及び大林宏氏について、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。

・責任一部免除及び責任限定契約に関する事項

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、会社法で定める範囲内で社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款で定めております。なお、提出日現在において、社外取締役及び社外監査役との間にかかる責任を限定する契約を締結しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



(注) 社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

ii 役員報酬等

当年度における役員報酬等は以下のとおりです。

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	423	235	102	86	8
監査役 (社外監査役を除く)	54	54	-	-	2
社外役員	41	41	-	-	4
計	517	329	102	86	14

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. ストックオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しております。

(b) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
小泉 光臣	代表取締役	提出会社	56	34	21	111

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と社外取締役2名及び社外監査役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員

当社社外取締役	岡 素之氏
当社社外取締役	幸田 真音氏
当社社外監査役	今井 義典氏
当社社外監査役	大林 宏氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、社長・副社長は基本報酬に対して8割弱、社長・副社長以外の役位は7割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役の総数に対して年額8億7千万円、監査役の総数に対して年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストック・オプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

iii 株式の保有状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
55銘柄 49,521百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	22,163	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	3,360	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,601	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	2,398	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	1,991	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,503	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	100,000	1,206	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	1,090	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
日本空港ビルデング(株)	400,000	1,072	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本通運(株)	1,730,400	874	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電信電話(株)	153,000	860	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
電源開発(株)	213,600	623	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,218,820	568	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	133,000	560	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ダイセル	602,000	509	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	365	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
雪印メグミルク(株)	246,900	332	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	321	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
キーコーヒー(株)	200,000	317	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)トーモク	1,000,000	293	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	286	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東京海上ホールディングス(株)	38,600	120	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	72	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	18,400	43	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
伊藤忠食品(株)	100	0	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	23,939	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	3,713	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,582	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	2,333	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	2,288	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	1,914	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	100,000	1,814	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,491	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本通運(株)	1,730,400	1,062	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	1,025	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
日本電信電話(株)	153,000	950	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
電源開発(株)	213,600	871	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ダイセル	602,000	854	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	133,000	760	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,218,820	565	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	475	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	431	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
雪印メグミルク(株)	246,900	355	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
キーコーヒー(株)	200,000	334	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	292	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)トーモク	1,000,000	285	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東京海上ホールディングス(株)	33,100	130	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	85	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	18,400	53	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
伊藤忠食品(株)	100	0	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(c)保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

iv 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

v 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

vi 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

vii 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	317	12	266	13
国内グループ	145	8	154	6
計	462	21	420	19

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

② 【その他重要な報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
JTIHグループ	746	365	819	895

(注) Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬です。

(前年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIH グループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬があります。

(当年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIH グループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務として税務コンサルティングに係る報酬があります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に関するコンフォートレター作成業務があります。

(当年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行準備に関するコンフォートレター作成業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社は、2014年6月24日開催の第29回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度及び当事業年度は、2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっております。
- (4) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2014年4月1日から2014年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2014年4月1日から2014年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は、以下のとおりであります。

- (1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前年度	当年度
		(2014年3月31日) 修正再表示*	(2014年12月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	253,219	385,820
営業債権及びその他の債権	8	440,210	448,402
棚卸資産	9	550,987	587,849
その他の金融資産	10	17,333	43,907
その他の流動資産	11	226,012	230,530
小計		1,487,761	1,696,507
売却目的で保有する非流動資産	12	1,952	367
流動資産合計		1,489,713	1,696,874
非流動資産			
有形固定資産	13, 19	779,987	756,127
のれん	14	1,584,432	1,539,376
無形資産	14	385,101	364,912
投資不動産	16	61,421	17,870
退職給付に係る資産	22	16,530	35,402
持分法で会計処理されている投資		106,107	76,825
その他の金融資産	10	92,596	91,959
繰延税金資産	17	100,880	125,361
非流動資産合計		3,127,053	3,007,832
資産合計		4,616,766	4,704,706

	注記	前年度	当年度
		(2014年3月31日)	(2014年12月31日)
		修正再表示*	
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
	18	360,025	419,764
	19	195,562	107,562
		77,158	54,942
	19	9,491	14,463
	20	7,362	9,200
	21	606,161	754,169
	小計	1,255,759	1,360,098
	12	75	—
	流動負債合計	1,255,834	1,360,098
非流動負債			
	19	166,165	101,001
	19	17,731	18,617
	22	340,462	351,915
	20	5,241	25,425
	21	126,539	121,792
	17	108,703	103,356
	非流動負債合計	764,842	722,106
	負債合計	2,020,675	2,082,204
資本			
	23	100,000	100,000
	23	736,400	736,400
	23	(344,463)	(344,447)
	23	251,107	142,425
	利益剰余金	1,762,566	1,902,460
	親会社の所有者に帰属する持分	2,505,610	2,536,838
	非支配持分	90,481	85,665
	資本合計	2,596,091	2,622,503
	負債及び資本合計	4,616,766	4,704,706

* 注記「3. 重要な会計方針」参照

②【連結損益計算書】

	注記	前年度	当年度
		(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	(自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
		百万円	百万円
売上収益	6, 25	2, 399, 841	2, 153, 970
売上原価	14, 22	(979, 975)	(886, 267)
売上総利益		1, 419, 866	1, 267, 703
その他の営業収益	26	55, 634	47, 651
持分法による投資利益		1, 702	7, 812
販売費及び一般管理費等	12, 13, 14, 16, 22, 27, 32	(828, 942)	(823, 410)
営業利益	6	648, 260	499, 757
金融収益	28, 33	8, 351	13, 847
金融費用	22, 28, 33	(20, 408)	(11, 304)
税引前利益		636, 203	502, 299
法人所得税費用	17	(200, 912)	(133, 673)
当期利益		435, 291	368, 626
当期利益の帰属			
親会社の所有者		427, 987	362, 919
非支配持分		7, 304	5, 708
当期利益		435, 291	368, 626
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	30	235.48	199.67
希薄化後1株当たり当期利益(円)	30	235.35	199.56

営業利益から調整後営業利益への調整表

	注記	前年度	当年度
		(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	(自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
		百万円	百万円
営業利益		648, 260	499, 757
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費		25, 984	29, 465
調整項目(収益)		(47, 047)	(44, 302)
調整項目(費用)		14, 580	103, 641
調整後営業利益	6	641, 777	588, 561

③【連結包括利益計算書】

		前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	注記	百万円	百万円
当期利益		435,291	368,626
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	29,33	4,725	3,725
確定給付型退職給付制度の再測定額	22,29	8,824	(14,164)
純損益に振り替えられない項目の合計		13,549	(10,439)
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	400,941	(114,242)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	29	481	922
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		401,421	(113,319)
税引後その他の包括利益		414,970	(123,759)
当期包括利益		850,261	244,868
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		842,867	240,363
非支配持分		7,394	4,505
当期包括利益		850,261	244,868

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素						
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	100,000	736,411	(344,573)	1,274	(171,341)	(187)	14,835
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	401,331	481	4,663
当期包括利益	—	—	—	—	401,331	481	4,663
自己株式の取得	23	—	(0)	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	(11)	110	(81)	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	251	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	—	—	—	(118)
その他の増減		—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	(11)	110	169	—	(118)
2014年3月31日 残高	100,000	736,400	(344,463)	1,443	229,990	293	19,380
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(112,972)	922	3,753
当期包括利益	—	—	—	—	(112,972)	922	3,753
自己株式の取得	23	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	—	16	(14)	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	202	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	(597)	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	—	—	—	23
その他の増減		—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	—	16	188	(597)	23
2014年12月31日 残高	100,000	736,400	(344,447)	1,631	116,421	1,215	23,156

親会社の所有者に帰属する持分

		その他の資本の構成要素					
		確定給付型退職給付制度の再測定額	合計	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
注記		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日	残高	—	(155,420)	1,470,125	1,806,543	85,887	1,892,431
	当期利益	—	—	427,987	427,987	7,304	435,291
	その他の包括利益	8,405	414,880	—	414,880	90	414,970
	当期包括利益	8,405	414,880	427,987	842,867	7,394	850,261
	自己株式の取得	23	—	—	(0)	—	(0)
	自己株式の処分	23	—	(81)	(18)	—	0
	株式に基づく報酬取引	32	—	251	—	251	251
	配当金	24	—	—	(152,669)	(3,179)	(155,849)
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	(1,011)	(1,011)	(2,509)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		(8,405)	(8,523)	8,523	—	—
	その他の増減		—	—	9,629	2,888	12,517
	所有者との取引額等合計		(8,405)	(8,353)	(135,546)	(2,801)	(146,601)
2014年3月31日	残高	—	251,107	1,762,566	2,505,610	90,481	2,596,091
	当期利益	—	—	362,919	362,919	5,708	368,626
	その他の包括利益	(14,259)	(122,556)	—	(122,556)	(1,203)	(123,759)
	当期包括利益	(14,259)	(122,556)	362,919	240,363	4,505	244,868
	自己株式の取得	23	—	—	—	—	—
	自己株式の処分	23	—	(14)	(3)	—	0
	株式に基づく報酬取引	32	—	202	—	202	202
	配当金	24	—	—	(181,755)	(2,736)	(184,491)
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	(597)	(26,985)	(27,581)	(7,623)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		14,259	14,282	(14,282)	—	—
	その他の増減		—	—	—	1,039	1,039
	所有者との取引額等合計		14,259	13,874	(223,025)	(209,135)	(218,455)
2014年12月31日	残高	—	142,425	1,902,460	2,536,838	85,665	2,622,503

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日) 修正再表示*	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	636,203	502,299
減価償却費及び償却費	132,921	122,171
減損損失	2,446	21,877
関連会社株式減損損失	9,717	—
受取利息及び受取配当金	(7,933)	(13,560)
支払利息	8,612	4,651
持分法による投資損益(益)	(1,702)	(7,812)
有形固定資産、無形資産及び投資不動産除売却損益(益)	(38,800)	(31,315)
営業債権及びその他の債権の増減額(増加)	(13,631)	(12,130)
棚卸資産の増減額(増加)	(15,530)	(16,808)
営業債務及びその他の債務の増減額(減少)	11,055	83,885
退職給付に係る負債の増減額(減少)	(17,661)	(25,736)
前払たばこ税の増減額(増加)	(14,274)	(23,963)
未払たばこ税等の増減額(減少)	(103,515)	103,651
未払消費税等の増減額(減少)	(5,148)	37,550
その他	(2,013)	(37,055)
小計	580,748	707,703
利息及び配当金の受取額	9,514	22,569
利息の支払額	(8,469)	(7,050)
法人所得税等の支払額	(185,298)	(179,526)
営業活動によるキャッシュ・フロー	396,496	543,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	(8,880)	(3,280)
投資の売却及び償還による収入	23,716	4,769
有形固定資産の取得による支出	(132,256)	(106,655)
投資不動産の売却による収入	56,159	85,653
無形資産の取得による支出	(18,263)	(7,749)
定期預金の預入による支出	(798)	(852)
定期預金の払出による収入	4,744	778
子会社株式の取得による支出	—	(20,977)
関連会社株式の取得による支出	(74,801)	—
その他	(13,095)	(800)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(163,473)	(49,110)

		前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日) 修正再表示*	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	注記	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払配当金	24	(152,570)	(181,635)
非支配持分への支払配当金		(3,195)	(2,663)
非支配持分からの払込みによる収入		59	44
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (減少)		(8,936)	6,373
長期借入による収入		70	—
長期借入金の返済による支出		(20,558)	(1,225)
社債の発行による収入		49,395	—
社債の償還による支出		—	(170,670)
ファイナンス・リース債務の返済による支出		(4,992)	(3,837)
自己株式の取得による支出		(0)	—
非支配持分からの子会社持分取得による支出		(4,462)	(35,246)
その他		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		(145,189)	(388,859)
現金及び現金同等物の増減額 (減少)		87,834	105,727
現金及び現金同等物の期首残高		142,713	253,219
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		22,672	26,874
現金及び現金同等物の期末残高	7	253,219	385,820

* 注記「3. 重要な会計方針」参照

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日本たばこ産業株式会社(以下、当社)は、日本の会社法に従い、日本たばこ産業株式会社法に基づいて設立された株式会社であり、設立以来、日本に主な拠点を置いております。当社の登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ホームページ(<http://www.jti.co.jp>)で開示しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の事業内容及び主要な活動は、「6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2014年12月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2015年3月20日に代表取締役社長 小泉 光臣によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(4) 新基準書の早期適用

当社グループは以下の新基準を早期適用しております。

IFRS第9号「金融商品」(2010年10月改訂)(以下、IFRS第9号)を、2011年4月1日より早期適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下、IAS第39号)を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められております。

(5) 連結決算日の変更

当年度より、当社及び決算日が12月31日以外の子会社は、当社グループの海外連結子会社と決算期を統一することにより、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るため、決算日を12月31日に変更しております。

この変更に伴い、連結決算日を3月31日から12月31日に変更しており、当年度は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっております。

また、当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその子会社(以下、JTIHグループ)の決算日は、従前より12月31日であり、2014年1月1日から2014年12月31日までの12ヶ月間を当年度に連結しております。

なお、当年度を2014年1月1日から2014年12月31日までとした場合の連結損益計算書は「39. 連結損益計算書(自2014年1月1日至2014年12月31日)」をご参照ください。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに関連会社及び共同支配の取決めの持分相当額を含んでおります。

① 子会社

子会社とは当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、その企業を支配していると判断しております。子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーを有するものの、支配又は共同支配をしていない場合に、当社グループはその企業に対する重要な影響力を有していると判断しております。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与を、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて、共同支配事業（取決めに関連して当社グループが資産への権利を有し、負債への義務を負う場合）と共同支配企業（当社グループが取決めの純資産に対する権利のみを有する場合）に分類しております。当社グループが有する共同支配事業については、その持分に係る資産、負債、収益及び費用を認識し、共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行います。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、利益剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

② 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元金の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集合的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債とに分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおります。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しております。

- ・決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- ・当初測定額から償却累計額を控除した額

(iii) 認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

④ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IAS第39号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益で認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑥ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 : 38～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・商標権 : 20年
- ・ソフトウェア : 5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

(10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合又は毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(13) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(14) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(15) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予告させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

(16) 収益

① 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、清涼飲料水、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

④ ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

(17) 政府補助金

政府補助金は、企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益認識しております。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(18) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しております。

(19) 法人所得税

連結損益計算書上の法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を除き、損益として認識しております。

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

(20) 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しております。当初の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により承認された日、中間配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

(23) 偶発事象

① 偶発負債

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は、「20. 引当金」に記載している引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

② 偶発資産

将来の経済的便益の流入について、その実現が決算日現在において確実でないものの、その実現可能性が高い場合には、偶発資産として注記しております。

(24) 調整後指標

調整後指標は一定の調整項目を調整前指標に加減算することにより算出されます。

調整項目は、その収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、経営者が当社グループの業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しており、連結損益計算書、「6. 事業セグメント」及び「30. 1株当たり利益」に調整後指標を表示しております。

調整後指標はIFRSでは定義されておらず、他企業の同様な名称の付された指標と必ずしも比較可能ではありません。

(会計方針の変更)

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりであります。

IFRS	新設・改訂の概要
IAS第39号 金融商品：認識及び測定	デリバティブ契約の契約相手の更改に伴う、ヘッジ会計の継続の要件を規定
IFRIC第21号 賦課金	賦課金の会計処理の明確化

上記の基準等が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、上記のうちIFRIC第21号については、経過措置に従い比較情報について遡及修正を行っております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

① 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、「13. 有形固定資産」、「14. のれん及び無形資産」及び「16. 投資不動産」に記載しております。また、のれんについては、「14. のれん及び無形資産」に感応度に関する記載を行っております。

② 退職後給付

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。また、当社の共済年金給付制度は、日本国政府が所掌する公的年金制度の一つであり、その給付に要する費用の一部は法令により、事業主である当社が負担しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率やインフレ率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定、及び、それに関連する感応度については「22. 従業員給付」に記載しております。

③ 引当金

当社グループは、資産除去引当金やリストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については「20. 引当金」に記載しております。

④ 法人所得税

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があります。その場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得する課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については「17. 法人所得税」に記載しております。

⑤ 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については「37. 偶発事象」に記載しております。

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社が早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

なお、これらの適用による影響は検討中ではありますが、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

	IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第2号	株式に基づく報酬	2014年7月1日	2015年12月期	権利確定条件の定義を改訂
IFRS第3号	企業結合	2014年7月1日	2015年12月期	企業結合における条件付対価の会計処理の改訂 IFRS第3号の適用範囲から除外される共同支配 の取決めの範囲を明確化
		2014年7月1日	2015年12月期	
IFRS第5号	売却目的で保有する 非流動資産及び非継続事業	2016年1月1日	2016年12月期	非流動資産について、所有者分配目的保有の分類要件を満たさなくなった場合、また分類を売却目的保有から所有者分配目的保有に変更する場合の会計処理の明確化
IFRS第7号	金融商品：開示	2016年1月1日	2016年12月期	サービシング契約の譲渡金融資産に対する継続的関与の判断基準の明確化 金融資産及び金融負債の相殺表示に関する期中財務諸表への適用可能性の明確化
IFRS第8号	事業セグメント	2014年7月1日	2015年12月期	複数の事業セグメントを集約して報告セグメントを決定している場合の開示を追加 また、報告セグメントの資産に関する規定を明確化
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2015年12月期	ヘッジ会計の改訂
		2018年1月1日	2018年12月期	金融資産に関する、分類及び測定方法の限定的な修正、及び予想損失減損モデルの導入
IFRS第11号	共同支配の取決め	2016年1月1日	2016年12月期	共同支配事業の活動がIFRS第3号で定義される事業に該当する場合、その共同支配事業の持分の取得に関する会計処理を修正
IFRS第13号	公正価値測定	2014年7月1日	2015年12月期	ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定の適用範囲を明確化
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	2016年12月期	料金規制業種における規制繰延勘定の会計処理について規定
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	2017年12月期	収益の認識に関する会計処理を改訂
IAS第1号	財務諸表の表示	2016年1月1日	2016年12月期	重要性に応じた開示の取り扱いの明確化
IAS第16号	有形固定資産	2014年7月1日	2015年12月期	再評価モデルの会計処理を改訂

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IAS第19号	従業員給付	2014年7月1日 2016年1月1日	2015年12月期 2016年12月期	確定給付制度の規約で要求される従業員又は第三者による拠出の会計処理の明確化 退職後給付債務に関する割引率の決定方法の明確化
IAS第24号	関連当事者についての開示	2014年7月1日	2015年12月期	経営幹部サービスを提供する企業が、報告企業の関連当事者に該当する事を明確化
IAS第27号	個別財務諸表	2016年1月1日	2016年12月期	個別財務諸表における、子会社及び関連会社等に対する投資の会計処理の改訂
IAS第34号	期中財務報告	2016年1月1日	2016年12月期	IAS第34号の要求情報が「期中財務報告書の他の部分」に表示される場合の取り扱いの明確化
IAS第38号	無形資産	2014年7月1日	2015年12月期	再評価モデルの会計処理を改訂
IAS第40号	投資不動産	2014年7月1日	2015年12月期	不動産の取得に関する、IAS第40号とIFRS第3号の適用の関係の明確化
IFRS第10号 IFRS第12号 IAS第28号	投資企業	2016年1月1日	2016年12月期	投資企業に関する、連結・持分法の例外規定適用の明確化
IFRS第10号 IAS第28号	投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出	2016年1月1日	2016年12月期	関連会社等に対する資産の売却等の会計処理の改訂
IAS第16号 IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化	2016年1月1日	2016年12月期	収益を基礎とした減価償却及び償却の方法は、原則として許容されないことを明確化
IAS第16号 IAS第41号	農業	2016年1月1日	2016年12月期	果実生成型植物の会計処理について規定

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定されております。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、飲料、加工食品を製造・販売しており、そのうち製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。従って当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「飲料事業」、「加工食品事業」の5つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます)での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A. を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「飲料事業」は、清涼飲料水の製造・販売を行っております。「加工食品事業」は、冷凍・常温加工食品、ベーカリー及び調味料等の製造・販売を行っております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は、以下のとおりであります。取締役会は、収益と調整後営業利益を検討のうえ、セグメント業績を評価し、経営資源の配分を決定しております。金融収益、金融費用、法人所得税費用はグループ本社で管理されるため、これらの収益・費用はセグメントの業績から除外しております。なお、セグメント間の取引は概ね市場実勢価格に基づいております。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	報告セグメント						その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	飲料	加工食品	計			
	百万円	百万円 (注2)							
売上収益									
外部収益(注4)	710,299	1,270,020	64,448	184,506	156,920	2,386,194	13,648	—	2,399,841
セグメント間収益	23,770	36,902	—	100	760	61,532	10,014	(71,546)	—
収益合計	<u>734,069</u>	<u>1,306,922</u>	<u>64,448</u>	<u>184,607</u>	<u>157,680</u>	<u>2,447,725</u>	<u>23,662</u>	<u>(71,546)</u>	<u>2,399,841</u>
セグメント損益									
調整後営業利益(注1)	<u>257,687</u>	<u>410,847</u>	<u>(9,008)</u>	<u>(2,097)</u>	<u>563</u>	<u>657,993</u>	<u>(16,277)</u>	<u>61</u>	<u>641,777</u>
その他の項目									
減価償却費及び償却費	44,411	63,745	3,624	10,761	6,903	129,444	3,787	(310)	132,921
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	427	1,746	—	—	29	2,202	244	—	2,446
減損損失の戻入(金融資産の減損損失の戻入を除く)	—	157	—	—	—	157	—	—	157
持分法による投資損益(損)	47	1,613	—	—	(2)	1,657	44	—	1,702
資本的支出	49,101	78,527	3,859	14,643	4,900	151,029	5,129	—	156,158

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	報告セグメント						その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	飲料	加工食品	計			
	百万円	百万円 (注2)							
売上収益									
外部収益(注4)	505,602	1,328,005	47,555	139,519	122,919	2,143,600	10,370	—	2,153,970
セグメント間収益	13,899	39,445	—	63	454	53,861	7,784	(61,645)	—
収益合計	<u>519,501</u>	<u>1,367,450</u>	<u>47,555</u>	<u>139,582</u>	<u>123,373</u>	<u>2,197,461</u>	<u>18,154</u>	<u>(61,645)</u>	<u>2,153,970</u>
セグメント損益									
調整後営業利益(注1)	<u>172,235</u>	<u>447,053</u>	<u>(6,914)</u>	<u>153</u>	<u>1,259</u>	<u>613,786</u>	<u>(25,266)</u>	<u>41</u>	<u>588,561</u>
その他の項目									
減価償却費及び償却費	33,475	69,940	3,283	8,182	5,135	120,016	2,383	(228)	122,171
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	4,926	16,842	—	—	110	21,877	—	—	21,877
減損損失の戻入(金融資産の減損損失の戻入を除く)	—	33	—	—	—	33	—	—	33
持分法による投資損益(損)	114	7,671	—	—	(26)	7,758	54	—	7,812
資本的支出	27,915	74,244	2,856	8,321	3,615	116,951	3,818	—	120,769

調整後営業利益から税引前利益への調整表

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	報告セグメント						その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	飲料	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	257,687	410,847	(9,008)	(2,097)	563	657,993	(16,277)	61	641,777
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費	—	(25,984)	—	—	—	(25,984)	—	—	(25,984)
調整項目(収益)(注5)	1,122	3,031	—	—	244	4,397	42,650	—	47,047
調整項目(費用)(注5)	(712)	(11,477)	—	—	(1,002)	(13,191)	(1,389)	—	(14,580)
営業利益(損失)	258,098	376,416	(9,008)	(2,097)	(195)	623,215	24,984	61	648,260
金融収益									8,351
金融費用									(20,408)
税引前利益									636,203

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	報告セグメント						その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	飲料	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	172,235	447,053	(6,914)	153	1,259	613,786	(25,266)	41	588,561
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費	—	(29,465)	—	—	—	(29,465)	—	—	(29,465)
調整項目(収益)(注5)	76	4,221	—	—	3	4,300	40,002	—	44,302
調整項目(費用)(注5)	(56,680)	(42,351)	—	—	(2,215)	(101,246)	(2,395)	—	(103,641)
営業利益(損失)	115,631	379,458	(6,914)	153	(953)	487,375	12,341	41	499,757
金融収益									13,847
金融費用									(11,304)
税引前利益									502,299

- (注1) 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除外しております。
 なお、当第1四半期のセグメント情報より当社グループの業績管理指標を、これまでの調整後EBITDAから調整後営業利益に変更しております。また、前年度のセグメント情報についても遡及修正を行っております。
- (注2) 「海外たばこ」に区分したJT International S.A.を中核とする海外子会社グループの決算日は、従前より12月31日であり、1月1日から12月31日までの損益等を前年度及び当年度に計上しております。
- (注3) 「その他」には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費が含まれております。
- (注4) 国内たばこ事業及び海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
国内たばこ	676,171	478,692
海外たばこ	1,200,694	1,258,176

- (注5) 調整項目（収益）には、不動産の処分に伴う売却益等のリストラクチャリング収益等を含んでおります。また、調整項目（費用）には、工場閉鎖等に係るリストラクチャリング費用の他、関連会社株式減損損失等を含んでおります。リストラクチャリング収益は「26. その他の営業収益」に内訳を記載しております。リストラクチャリング費用は「売上原価」に当年度70百万円、「販売費及び一般管理費等」に前年度4,862百万円、当年度100,335百万円含まれております。なお、「販売費及び一般管理費等」に含まれるリストラクチャリング費用は、「27. 販売費及び一般管理費等」に内訳を記載しております。
 調整項目（費用）の主な内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
リストラクチャリング費用	4,862	100,405
関連会社株式減損損失	9,717	—
その他	—	3,236
調整項目（費用）	14,580	103,641

当年度におけるリストラクチャリング費用は、主に国内たばこ事業における競争力強化施策及び海外たばこ事業における欧州製造拠点再編に係る費用であります。

(3) 地域別に関する情報

各年度の非流動資産及び外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、以下のとおりであります。

非流動資産

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
日本	587,768	522,920
海外	2,223,173	2,155,365
連結	<u>2,810,941</u>	<u>2,678,285</u>

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産、退職給付に係る資産を含んでおりません。

外部顧客からの売上収益

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
日本	1,100,874	801,752
海外	1,298,967	1,352,218
連結	<u>2,399,841</u>	<u>2,153,970</u>

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの海外たばこ事業は、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。当該顧客に対する売上収益は、前年度において357,980百万円(連結売上収益の14.9%)、当年度において335,446百万円(同15.6%)であります。

7. 現金及び現金同等物

各年度の「現金及び現金同等物」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金	238,959	297,000
短期投資	14,260	88,820
合計	253,219	385,820

現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

「現金及び現金同等物」には、当社グループのイラン子会社であるJTI Pars PJS Co. が保有する現金及び現金同等物が、前年度42,139百万円（12兆553億イランリアル）、当年度49,884百万円（14兆5,659億イランリアル）含まれており、イランに対する国際的な制裁等のため、同社によるイラン国外への資金の送金は困難な状況になっております。

8. 営業債権及びその他の債権

各年度の「営業債権及びその他の債権」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	430,211	435,824
その他	12,326	14,487
貸倒引当金	(2,327)	(1,910)
合計	440,210	448,402

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

9. 棚卸資産

各年度の「棚卸資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
商品及び製品（注1）	160,248	163,436
葉たばこ（注2）	334,318	367,991
その他	56,420	56,422
合計	550,987	587,849

（注1）子会社であるTSネットワーク㈱が販売する輸入たばこ（商品）については、その卸売手数料部分のみを売上収益として計上しておりますが、同社が各年度末時点で保有する輸入たばこ（商品）の残高については、「商品及び製品」に含めて表示しております。

（注2）葉たばこは、各年度末から12ヶ月を超えて使用されるものを含んでおりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含めております。

10. その他の金融資産

(1) 各年度の「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度	当年度
	(2014年3月31日)	(2014年12月31日)
	百万円	百万円
デリバティブ資産	8,600	31,837
株式	53,705	59,355
債券	7,177	8,787
定期預金	1,538	1,044
その他	47,202	43,530
貸倒引当金	(8,293)	(8,685)
合計	109,929	135,866
流動資産	17,333	43,907
非流動資産	92,596	91,959
合計	109,929	135,866

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

デリバティブ資産は損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) 各年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄、及び公正価値等は、以下のとおりであります。

銘柄	前年度	当年度
	(2014年3月31日)	(2014年12月31日)
	百万円	百万円
KT&G Corporation	22,163	23,939
㈱セブン&アイ・ホールディングス	3,373	3,728
㈱みずほフィナンシャルグループ	2,609	2,590
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,043	2,394
㈱ドトール・日レスホールディングス	2,426	2,314
日本空港ビルデング㈱	1,072	1,914

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却（認識の中止）を行っております。

各年度の売却時の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、以下のとおりであります。

前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)		当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)	
公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)	公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)
百万円	百万円	百万円	百万円
286	(118)	227	23

(注) 利益剰余金への振替金額であります。

資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

11. その他の流動資産

各年度の「その他の流動資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
前払たばこ税	176,277	180,160
前払費用	16,636	16,914
未収消費税等	12,527	12,818
その他	20,572	20,637
合計	226,012	230,530

12. 売却目的で保有する非流動資産

各年度の「売却目的で保有する非流動資産」及び「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」の内訳は、以下のとおりであります。

主要な資産・負債の明細

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
売却目的で保有する非流動資産		
有形固定資産	221	115
投資不動産	1,730	252
合計	1,952	367
売却目的で保有する非流動資産 に直接関連する負債		
預り保証金	68	—
長期預り保証金	6	—
合計	75	—

前年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主に賃貸用不動産及び遊休資産であり、売却活動を実施しております。また、賃貸用不動産に関連する預り保証金及び長期預り保証金について、「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」に計上しております。

当該資産と売却済の資産については、前年度において400百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

当年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主に賃貸用不動産及び遊休資産であり、売却活動を実施しております。

当該資産と売却済の資産については、当年度において46百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	307,332	271,207	65,256	28,522	672,316
個別取得	14,255	50,973	21,750	50,371	137,349
借入コストの資産化(注)	—	—	—	287	287
投資不動産への振替	(1,623)	(4)	(5)	—	(1,633)
減価償却費	(15,892)	(50,521)	(22,387)	—	(88,801)
減損損失	(27)	(922)	(2)	(282)	(1,233)
減損損失の戻入	—	157	—	—	157
売却又は処分	(1,612)	(3,914)	(363)	(111)	(6,000)
在外営業活動体の換算差額	16,204	28,189	3,438	6,201	54,031
その他の増減	12,672	16,764	1,024	(16,947)	13,514
2014年3月31日 残高	331,308	311,929	68,710	68,041	779,987
個別取得	15,646	33,818	16,944	42,215	108,623
借入コストの資産化(注)	—	—	—	141	141
企業結合による取得	4	1	10	—	15
投資不動産への振替	(2,627)	(1)	(5)	—	(2,633)
減価償却費	(13,545)	(48,444)	(18,086)	—	(80,075)
減損損失	(7,552)	(10,663)	(177)	(653)	(19,045)
減損損失の戻入	—	33	—	—	33
売却又は処分	(655)	(7,867)	(461)	(444)	(9,427)
在外営業活動体の換算差額	(3,070)	(11,808)	(1,086)	(4,480)	(20,443)
その他の増減	6,385	25,406	774	(33,614)	(1,050)
2014年12月31日 残高	325,895	292,404	66,622	71,206	756,127

(注) 資産化適格借入コスト額の決定に当たって使用した資産化率は、前年度において4.3%、当年度において4.6%であります。

取得原価	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	615,682	720,165	171,351	28,522	1,535,719
2014年3月31日 残高	654,008	811,079	187,959	68,041	1,721,087
2014年12月31日 残高	661,172	804,276	188,732	71,206	1,725,386

減価償却累計額 及び減損損失累計額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	308,350	448,958	106,095	—	863,403
2014年3月31日 残高	322,700	499,150	119,250	—	941,099
2014年12月31日 残高	335,277	511,872	122,110	—	969,259

なお、各年度の有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	1,378	3,364	6,798	11,540
2014年3月31日 残高	1,335	5,015	6,763	13,113
2014年12月31日 残高	6,910	5,250	6,766	18,926

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度1,233百万円、当年度19,045百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

当年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、工場閉鎖の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	1,316,476	287,622	31,869	29,321	1,665,289
個別取得	24	388	6,573	11,287	18,271
償却費(注)	—	(25,378)	(11,093)	(5,336)	(41,807)
減損損失	—	—	(2)	(713)	(715)
売却又は処分	—	(1)	(137)	(66)	(203)
在外営業活動体の換算差額	266,105	60,164	693	783	327,745
その他の増減	1,828	(1,562)	6,462	(5,775)	953
2014年3月31日 残高	1,584,432	321,234	34,366	29,501	1,969,532
個別取得	49	256	5,176	6,354	11,836
企業結合による取得	29,615	376	4	—	29,995
償却費(注)	—	(27,326)	(9,457)	(4,299)	(41,082)
減損損失	—	(2,672)	(6)	—	(2,678)
売却又は処分	—	—	(87)	(148)	(234)
在外営業活動体の換算差額	(74,720)	10,085	977	376	(63,281)
その他の増減	—	7	4,882	(4,688)	201
2014年12月31日 残高	1,539,376	301,960	35,856	27,096	1,904,288

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含まれております。

取得原価	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	1,316,476	733,745	111,640	87,671	2,249,531
2014年3月31日 残高	1,584,432	824,669	123,940	92,853	2,625,893
2014年12月31日 残高	1,539,376	845,499	132,309	92,280	2,609,465

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	—	446,122	79,770	58,350	584,242
2014年3月31日 残高	—	503,435	89,574	63,352	656,361
2014年12月31日 残高	—	543,539	96,453	65,184	705,177

なお、各年度の無形資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

		ソフトウェア
		百万円
2013年4月1日	残高	5
2014年3月31日	残高	3
2014年12月31日	残高	1

(2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主として JTIHグループにおけるのれん及び商標権であります。のれんの帳簿価額は前年度1,541,904百万円、当年度1,496,799百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度318,671百万円、当年度299,502百万円となっております。

のれん及び商標権の大部分は、1999年の RJRナビスコ社の米国以外のたばこ事業の買収及び2007年の Gallaher社の買収により発生したものであります。

なお、商標権については定額法により償却しており、残存償却期間は主として12年であります。

(3) のれんの減損テスト

当年度において、各資金生成単位に配分されたのれんのうち、主要なものの帳簿価額は、海外たばこ資金生成単位1,496,799百万円(前年度：1,541,904百万円)、加工食品資金生成単位25,368百万円(前年度：25,368百万円)であり、以下のとおり減損テストを行っております。

① 海外たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目5.1%(前年度：6.0%)から9年目3.9%(前年度：4.4%)まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は11.1%(前年度：10.7%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

② 加工食品資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目2.8%(前年度：3.1%)から9年目2.1%(前年度：2.1%)まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は3.9%(前年度：3.6%)を使用しております。使用価値は帳簿価額を上回っておりますが、仮に割引率が2.1%上昇した場合は、減損が発生します。成長率については、合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

(4) 減損損失

のれんは、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、当年度2,678百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

当年度において認識した減損損失は、商標権、ソフトウェアについて、帳簿価額が回収可能価額を下回ったことにより、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しております。

15. リース取引

当社グループは、借手として、工場用地、車両、自動販売機及びその他の資産を賃借しております。一部の契約には更新オプションやエスカレーション条項が付されております。また、リース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

(1) ファイナンス・リース債務の現在価値

各返済期間において、ファイナンス・リース契約に基づいて計上されたリース資産に対応する将来最低リース料総額及びそれらの現在価値並びに将来財務費用は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
1年以内		
将来最低リース料総額	4,831	4,675
将来財務費用	392	357
現在価値	4,439	4,318
1年超5年以内		
将来最低リース料総額	9,666	10,071
将来財務費用	620	1,168
現在価値	9,045	8,902
5年超		
将来最低リース料総額	708	10,447
将来財務費用	38	4,015
現在価値	670	6,432
合計		
将来最低リース料総額	15,204	25,192
将来財務費用	1,050	5,540
現在価値	14,154	19,652

(2) 解約不能のオペレーティング・リースに基づく未経過リース料

各年度末における解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
1年以内	8,521	8,250
1年超5年以内	13,804	9,957
5年超	7,908	7,996
合計	30,233	26,203

(3) 最低リース料総額及び変動リース料

各年度の費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額及び変動リース料は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
最低リース料総額	11,266	12,059
変動リース料	1,028	773

16. 投資不動産

(1) 増減表

各年度の「投資不動産」の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	58,995	61,421
取得後支出	244	77
有形固定資産からの振替	1,633	2,633
売却目的非流動資産への振替	(4,114)	(44,381)
有形固定資産への振替	(6,339)	-
減価償却	(2,313)	(1,014)
減損損失	(98)	(108)
売却又は処分	(1,513)	(760)
在外営業活動体の換算差額	18	0
その他の増減	14,908	2
期末残高	<u>61,421</u>	<u>17,870</u>
取得価額 (期首残高)	127,493	108,831
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期首残高)	68,498	47,410
取得価額 (期末残高)	108,831	46,084
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期末残高)	47,410	28,214

(2) 公正価値

投資不動産の公正価値については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格等を反映した市場証拠に基づいております。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

- レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

なお、各年度末における投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前年度（2014年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	112,070	2,387	114,457

当年度（2014年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	44,687	1,986	46,674

各年度末における、投資不動産の帳簿価額は以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
投資不動産	61,421	17,870

（3）投資不動産からの収益及び費用

各年度における、投資不動産からの賃貸料収入及びそれに伴って発生する直接営業費の金額は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
賃貸料収入	7,915	3,796
直接営業費	6,106	2,674

（4）減損損失

投資不動産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。ただし、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度に98百万円、当年度に108百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したのものについては使用価値(零)により、それ以外については処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

当年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したのものについては使用価値(零)により、それ以外については処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各年度における「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

繰延税金資産	2013年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2014年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	43,075	(6,138)	—	5,826	42,763
退職給付	99,362	(7,435)	(3,953)	6,127	94,101
繰越欠損金	65,572	(11,451)	—	5,248	59,369
その他	79,462	(3,113)	1,891	7,946	86,186
小計	287,472	(28,136)	(2,062)	25,146	282,420
評価性引当額	(71,829)	11,231	97	(4,409)	(64,911)
合計	215,642	(16,906)	(1,965)	20,737	217,508

繰延税金負債	2013年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2014年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	(118,937)	2,954	—	(15,030)	(131,013)
退職給付	(3,440)	3,192	(410)	(2,745)	(3,403)
その他	(57,297)	(17,923)	(4,249)	(11,447)	(90,916)
合計	(179,675)	(11,776)	(4,659)	(29,222)	(225,332)

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

繰延税金資産	2014年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2014年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	42,763	2,051	—	414	45,228
退職給付	94,101	22,786	6,550	893	124,330
繰越欠損金	59,369	3,401	—	280	63,050
その他	86,186	(10,195)	6,628	3,064	85,684
小計	282,420	18,043	13,178	4,651	318,292
評価性引当額	(64,911)	(144)	11	(1,433)	(66,478)
合計	217,508	17,898	13,189	3,218	251,814

繰延税金負債	2014年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2014年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	(131,013)	15,715	—	(455)	(115,753)
退職給付	(3,403)	(2,043)	(1,968)	80	(7,334)
その他	(90,916)	(10,636)	(5,753)	583	(106,722)
合計	(225,332)	3,035	(7,721)	209	(229,809)

(注1) その他には在外営業活動体の換算差額が含まれております。

(注2) 固定資産には有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異、将来課税所得計画及びタックスプランニングを考慮しております。繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金は、前年度末において46,162百万円(うち、繰越期限5年超として30,707百万円)、当年度末において50,549百万円(うち、繰越期限5年超として23,962百万円)であります。繰延税金資産を計上していない税額控除は、前年度末において729百万円(うち、繰越期限5年超として46百万円)、当年度末において606百万円(うち、繰越期限5年超として192百万円)であります。

(2) 法人所得税費用

各年度の「法人所得税費用」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	172,230	154,606
繰延法人所得税費用	28,682	(20,933)
法人所得税費用合計	200,912	133,673

繰延法人所得税費用は、国内外の税率変更の影響により前年度1,667百万円減少、当年度62百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整

各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との差異について、原因となった主要な項目の内訳は、以下のとおりであります。

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前年度において37.78%、当年度において35.41%となっております。なお、当年度より復興特別法人税が廃止されております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	%	%
法定実効税率	37.78	35.41
海外子会社の税率差異	(10.98)	(13.28)
損金不算入額	3.71	1.90
子会社等の未分配利益	3.20	2.00
その他	(2.13)	0.58
平均実際負担税率	31.58	26.61

18. 営業債務及びその他の債務

各年度の「営業債務及びその他の債務」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
買掛金	190,408	188,674
未払金	78,662	147,918
その他	90,955	83,173
合計	360,025	419,764

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

19. 社債及び借入金(その他の金融負債含む)

(1) 金融負債の内訳

各年度の「社債及び借入金」及び「その他の金融負債」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)	平均利率 (注1)	返済期限
	百万円	百万円	%	
デリバティブ負債	4,856	10,010	—	—
短期借入金	21,936	27,632	1.47	—
1年内返済予定の長期借入金	1,225	39,930	0.33	—
1年内償還予定の社債(注2)	172,401	40,000	—	—
長期借入金	35,034	1,046	4.44	2016年～ 2028年
社債(注2)	131,131	99,954	—	—
その他	22,366	23,070	—	—
合計	388,949	241,642		
流動負債	205,053	122,024		
非流動負債	183,895	119,618		
合計	388,949	241,642		

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

デリバティブ負債は損益を通じて公正価値で測定する金融負債(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、社債及び借入金は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社の財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されていません。

(注2) 社債の発行条件の要約は、以下のとおりであります。

会社名	銘柄	発行年月日	前年度	当年度	利率	担保	償還期限
			(2014年3月31日)	(2014年12月31日)			
			百万円	百万円	%		
当社	第5回 国内普通社債	2009年6月3日	99,993 (99,993)	—	1.13	あり	2014年6月3日
当社	第6回 国内普通社債	2010年12月9日	40,000	40,000 (40,000)	0.53	あり	2015年12月9日
当社	第7回 国内普通社債	2010年12月9日	20,000	20,000	0.84	あり	2017年12月8日
当社	第8回 国内普通社債	2010年12月9日	20,000	20,000	1.30	あり	2020年12月9日
当社	米ドル建 普通社債	2013年7月23日	51,131 [500百万USD]	59,954 [500百万USD]	2.10	あり	2018年7月23日
JTI(UK) Finance Plc	ユーロ建 普通社債	2006年10月2日	72,408 (72,408) [500百万EUR]	—	4.50	なし	2014年4月2日
	合計		303,532 (172,401)	139,954 (40,000)			

(注1) 残高の()内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

(注2) 残高の[]内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

(2) 負債の担保に供している資産

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております(ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く)。

② 一部の子会社において担保に供している資産及びそれに対応する債務は、以下のとおりであります。

担保に供している資産	前年度	当年度
	(2014年3月31日)	(2014年12月31日)
	百万円	百万円
土地、建物及び構築物	5,838	—
その他	114	125
合計	<u>5,952</u>	<u>125</u>

対応する債務	前年度	当年度
	(2014年3月31日)	(2014年12月31日)
	百万円	百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,072	—
その他	156	125
合計	<u>1,227</u>	<u>125</u>

20. 引当金

各年度の「引当金」の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	1,695	450	4,073	3,824	10,043
期中増加額	72	1,910	4,288	557	6,827
割引計算の期間利息費用	19	—	—	—	19
目的使用による減少	(92)	(309)	(3,958)	(185)	(4,544)
戻入による減少	—	(202)	(116)	(360)	(678)
在外営業活動体の換算差額	—	206	—	730	936
2014年3月31日 残高	1,695	2,055	4,288	4,566	12,603
流動負債	5	2,055	4,288	1,014	7,362
非流動負債	1,690	—	—	3,552	5,241
合計	1,695	2,055	4,288	4,566	12,603

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2014年4月1日 残高	1,695	2,055	4,288	4,566	12,603
期中増加額	1,110	31,154	3,994	969	37,227
割引計算の期間利息費用	28	—	—	—	28
目的使用による減少	(91)	(10,902)	(4,148)	(247)	(15,388)
戻入による減少	—	(462)	(140)	(800)	(1,402)
在外営業活動体の換算差額	—	1,110	—	447	1,557
2014年12月31日 残高	2,742	22,954	3,994	4,935	34,624
流動負債	—	3,950	3,994	1,256	9,200
非流動負債	2,742	19,004	—	3,679	25,425
合計	2,742	22,954	3,994	4,935	34,624

① 資産除去引当金

当社グループが使用する工場設備・敷地等に対する原状回復義務及び有害物質の除去に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

② リストラクチャリング引当金

主に海外たばこ事業に係る、事業統合・合理化施策に関連するものであります。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

③ 売上割戻引当金

一定期間の売上数量や売上金額が所定の数値を超えた場合に請求額を減額する顧客との契約に係るものであります。主に1年以内に支払われることが見込まれております。

21. その他の負債

各年度の「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
未払たばこ税(注)	291,372	325,171
未払たばこ特別税(注)	9,995	14,758
未払地方たばこ税(注)	121,474	186,197
未払消費税等	91,733	138,810
従業員賞与	52,618	45,982
従業員有給休暇債務	21,521	21,173
その他	143,987	143,869
合計	732,700	875,960
流動負債	606,161	754,169
非流動負債	126,539	121,792
合計	732,700	875,960

(注) 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当年度の金額には、決算日が金融機関の休日であったために未払いとなった金額が含まれております。

22. 従業員給付

(1) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度における給付額は、勤続した各年に稼得したポイントや退職時の支給率、勤務年数、退職前の最終平均給与、その他の条件に基づき設定されております。また、共済組合の長期給付(年金)に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の期間(恩給等期間)に係るものについては、法令により、事業主である当社が負担することとされております。当該負担額については年金数理計算に基づき、その現在価値により債務とし、退職給付に係る負債に含めて計上しております。なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

積立型の確定給付制度は、法令に従い、当社グループ、又は当社グループと法的に分離された年金基金により運営されております。当社グループ、又は年金基金の理事会及び年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優先にして行動することが法令により求められており、所定の方針に基づき制度資産の運用を行う責任を負っております。

当社グループの主要な制度は、投資リスク、利率リスク、インフレリスク、寿命リスク等、以下のような数理計算上のリスクに晒されています。

(i) 投資リスク

確定給付制度債務の現在価値は、優良社債又は国債の市場利回りに基づいて決定された割引率で算定されます。仮に制度資産の収益がこの利率を下回った場合は、積立不足が生じる可能性があります。

(ii) 利率リスク

優良社債又は国債の市場利回りの下落は、確定給付制度債務の増加となります。しかしこれは負債性金融商品(制度資産)の公正価値の増加と部分的に相殺されます。

(iii) インフレリスク

当社グループの一部の確定給付制度の給付水準はインフレーションと連動しているため、インフレーションの増大は確定給付制度債務の現在価値の増加をもたらします。

(iv) 寿命リスク

当社グループの一部の確定給付制度は終身年金であるため、退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があります。確定給付制度債務の現在価値は制度加入者の勤務期間中における、あるいは、退職後における最善の見積に基づく死亡率を基に算定しています。制度加入者の平均余命の伸長は確定給付制度債務の増加をもたらします。

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりであります。

	国内(注3)	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高(注1)(注2)	335,312	364,893	700,205
当期勤務費用	12,377	7,755	20,132
過去勤務費用及び清算損益	—	2,627	2,627
利息費用	3,046	14,972	18,018
制度加入者からの拠出額	—	972	972
特別退職加算金	—	37	37
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	4	4,211	4,215
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	(679)	1,173	494
数理計算上の差異-実績による修正	(86)	3,029	2,943
給付の支払額	(30,703)	(17,871)	(48,574)
在外営業活動体の換算差額	—	88,196	88,196
その他の増減	308	237	545
2014年3月31日 残高(注1)(注2)	319,579	470,230	789,809
当期勤務費用	9,957	9,028	18,984
過去勤務費用及び清算損益	590	(1,293)	(703)
利息費用	2,135	18,102	20,236
制度加入者からの拠出額	—	1,156	1,156
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	(4)	3,120	3,116
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	5,539	47,891	53,430
数理計算上の差異-実績による修正	(2,571)	(5,648)	(8,219)
給付の支払額	(43,044)	(21,829)	(64,872)
在外営業活動体の換算差額	—	31,249	31,249
その他の増減	(42)	—	(42)
2014年12月31日 残高(注1)(注2)	292,138	552,006	844,144

(注1) 当社グループの確定給付制度債務に係る加重平均デュレーションは、前年度において国内7.6年、海外14.5年、当年度において国内8.1年、海外15.4年であります。

(注2) 当社グループの制度加入者ごとの確定給付制度債務の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現役の加入者	200,292	187,191	387,483	183,381	214,855	398,236
受給待期者	14,791	49,900	64,691	14,542	58,165	72,707
年金受給者	104,497	233,139	337,635	94,216	278,986	373,202
確定給付制度債務合計	319,579	470,230	789,809	292,138	552,006	844,144

(注3) 共済年金給付債務が含まれており、その増減は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
	期首残高	76,814
利息費用	461	254
再測定による増減	(1,070)	(3,748)
給付の支払額	(8,380)	(5,140)
期末残高	67,825	59,191

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりであります。

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日 残高	107,590	264,835	372,425
利息収益	1,065	11,116	12,181
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	4,363	16,391	20,754
事業主からの拠出額(注1)(注2)	4,453	11,890	16,342
制度加入者からの拠出額	-	972	972
給付の支払額	(8,293)	(13,378)	(21,671)
在外営業活動体の換算差額	-	64,357	64,357
その他の増減	306	210	516
2014年3月31日 残高	109,484	356,392	465,876
利息収益	821	14,003	14,823
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	3,592	26,027	29,618
事業主からの拠出額(注1)(注2)	3,087	9,433	12,519
制度加入者からの拠出額	-	1,156	1,156
給付の支払額	(5,425)	(15,743)	(21,168)
在外営業活動体の換算差額	-	26,811	26,811
その他の増減	(43)	(1,962)	(2,005)
2014年12月31日 残高	111,515	416,117	527,631

(注1) 当社グループ及び年金基金は、法令の定めに従い、将来の給付発生に対する充当や積立不足がある場合の年金財政の均衡保持を目的として、定期的に財政検証を行うと共に、掛金拠出額の再計算を行っております。

(注2) 当社グループは、2015年12月期に14,350百万円の掛金を拠出する予定であります。

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

各年度の確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債（資産）の純額との関係は、以下のとおりであります。

前年度（2014年3月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	115,400	358,842	474,242
制度資産の公正価値	(109,484)	(356,392)	(465,876)
小計	5,916	2,450	8,365
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	204,179	111,388	315,568
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	210,095	113,838	323,933
退職給付に係る負債	210,096	130,366	340,462
退職給付に係る資産	(1)	(16,529)	(16,530)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	210,095	113,838	323,933
当年度（2014年12月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	115,668	413,149	528,817
制度資産の公正価値	(111,515)	(416,117)	(527,631)
小計	4,154	(2,968)	1,186
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	176,470	138,858	315,327
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	180,624	135,889	316,513
退職給付に係る負債	181,548	170,367	351,915
退職給付に係る資産	(924)	(34,477)	(35,402)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	180,624	135,889	316,513

④ 制度資産の主な内訳

各年度の制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、以下のとおりであります。

国内

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	8,524	—	8,524	24,172	—	24,172
資本性金融商品	18,238	—	18,238	7,946	—	7,946
日本	8,369	—	8,369	4,668	—	4,668
海外	9,869	—	9,869	3,278	—	3,278
負債性金融商品	20,483	—	20,483	15,383	—	15,383
日本	18,248	—	18,248	12,820	—	12,820
海外	2,235	—	2,235	2,563	—	2,563
不動産	60	—	60	75	—	75
生保一般勘定（注2）	—	61,330	61,330	—	63,023	63,023
その他	46	803	850	84	830	914
合計	47,351	62,133	109,484	47,662	63,853	111,515

海外

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	19,313	—	19,313	18,725	—	18,725
資本性金融商品	139,446	—	139,446	142,301	—	142,301
英国	50,670	—	50,670	49,318	—	49,318
北米	42,537	—	42,537	39,859	—	39,859
その他	46,238	—	46,238	53,124	—	53,124
負債性金融商品	167,683	4,623	172,305	218,662	5,518	224,180
英国	108,883	—	108,883	136,578	—	136,578
北米	28,553	—	28,553	46,413	—	46,413
その他	30,246	4,623	34,869	35,671	5,518	41,189
不動産	5,479	1,199	6,679	6,225	1,051	7,276
その他	4,763	13,886	18,649	7,360	16,275	23,635
合計	336,684	19,708	356,392	393,272	22,844	416,117

合計

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	27,837	—	27,837	42,897	—	42,897
資本性金融商品	157,684	—	157,684	150,247	—	150,247
負債性金融商品	188,166	4,623	192,788	234,046	5,518	239,563
不動産	5,539	1,199	6,738	6,300	1,051	7,351
生保一般勘定（注2）	—	61,330	61,330	—	63,023	63,023
その他	4,810	14,689	19,499	7,444	17,105	24,549
合計	384,035	81,841	465,876	440,934	86,697	527,631

（注1）制度資産の公正価値は、IFRS第13号で定義されている、活発な市場における公表市場価格の有無という観点から区分しております。

（注2）生保一般勘定は、生命保険会社により一定の予定利率と元本が保証されております。

当社グループの主要な制度に係る資産運用方針は、以下のとおりであります。

（国内）

当社の制度資産の運用方針は、社内規定に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実に行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務の変動と流動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、市場環境に想定外の事態が発生した場合は、社内規定に従って、一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。

（海外）

海外子会社の制度資産の運用方針は、各国の法律に従い、年金運用受託機関及び海外子会社の経営者により適切に設定されており、確定給付制度債務から生じるリスクを管理しつつ、債務の価値の変動を超える運用益の稼得を目指すこととしております。

制度資産の主要な部分は、確定給付制度債務と流動性のある債券に投資しております。また残りの部分については、長期的な収益の稼得を目指し、主に株式に投資しております。

⑤ 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりであります。

前年度（2014年3月31日）	国内	海外
	%	%
割引率	0.9	3.9
インフレ率	—	2.6

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命（注1）				
現在の年金受給者				
将来の年金受給者	23.4（注2）	29.3（注2）	21.2（注3）	23.8（注3）
			22.5（注4）	25.1（注4）

当年度（2014年12月31日）	国内	海外
	%	%
割引率	0.7	2.9
インフレ率	—	2.4

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命（注1）				
現在の年金受給者				
将来の年金受給者	23.4（注2）	29.3（注2）	21.7（注3）	24.1（注3）
			23.1（注4）	25.6（注4）

（注1） 主要な制度に係る確定給付制度債務の価値の基礎となる現在の平均余命であります。将来の死亡率に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいております。

（注2） 現在60歳の年金受給者の平均余命であります。また、制度加入者の現在年齢に係らず、退職時点の平均余命は一定であるとの仮定に基づき、数理計算を行っております。

（注3） 現在65歳の年金受給者の平均余命であります。

（注4） 現在50歳の現役の加入者が65歳になった時点で見込まれる平均余命であります。

(注5) 確定給付制度債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりであります。これらの感応度のそれぞれは、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

前年度 (2014年3月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(11,555)	(32,618)
	0.5%の低下	12,394	36,585
インフレ率	0.5%の上昇	—	23,784
	0.5%の低下	—	(21,928)
死亡率	1年の増加	7,094	15,870
	1年の減少	(6,970)	(14,384)

当年度 (2014年12月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(11,283)	(40,281)
	0.5%の低下	12,081	44,274
インフレ率	0.5%の上昇	—	28,231
	0.5%の低下	—	(26,185)
死亡率	1年の増加	6,441	17,700
	1年の減少	(6,317)	(17,698)

⑥ 確定給付費用の内訳

各年度の確定給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	12,377	7,755	20,132
過去勤務費用及び清算損益	—	2,627	2,627
利息費用及び利息収益	1,981	3,856	5,836
特別退職加算金	—	37	37
確定給付費用（純損益）	14,358	14,275	28,632
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	4	4,211	4,215
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	(679)	1,173	494
数理計算上の差異-実績による修正	(86)	3,029	2,943
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(4,363)	(16,391)	(20,754)
確定給付費用（その他の包括利益）	(5,125)	(7,978)	(13,103)
確定給付費用（合計）	9,233	6,297	15,530

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	9,957	9,028	18,984
過去勤務費用及び清算損益	590	(1,293)	(703)
利息費用及び利息収益	1,314	4,099	5,413
確定給付費用（純損益）	11,861	11,834	23,695
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	(4)	3,120	3,116
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	5,539	47,891	53,430
数理計算上の差異-実績による修正	(2,571)	(5,648)	(8,219)
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(3,592)	(26,027)	(29,618)
確定給付費用（その他の包括利益）	(628)	19,336	18,708
確定給付費用（合計）	11,233	31,170	42,403

（注1）利息費用及び利息収益は純額を「金融費用」に含めており、それ以外の費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含めて表示しております。

（注2）確定拠出年金への要拠出額等に係る費用は、前年度において6,224百万円、当年度において6,833百万円であり、当該費用は上記に含まれておりません。

(2) その他の従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる退職後給付以外の従業員給付に係る費用は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び給与	247,730	231,254
従業員賞与	70,066	55,648
法定福利費	45,994	45,544
福利厚生費	26,696	30,660
退職加算金	(242)	61,621

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

① 授権株式数

前年度末及び当年度末における授権株式数は、8,000,000千株であります。

② 全額払込済みの発行済株式

各年度の株式発行数及び資本金等の残高の増減は、以下のとおりであります。

	発行済普通株式数	資本金	資本剰余金
	千株	百万円	百万円
前年度期首 (2013年4月1日)	2,000,000	100,000	736,411
増減	—	—	(11)
前年度 (2014年3月31日)	2,000,000	100,000	736,400
増減	—	—	—
当年度 (2014年12月31日)	2,000,000	100,000	736,400

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

(2) 自己株式

各年度の自己株式数及び残高の増減は、以下のとおりであります。

	株式数	金額
	千株	百万円
前年度期首 (2013年4月1日)	182,510	344,573
増減 (注2)	(58)	(110)
前年度 (2014年3月31日)	182,452	344,463
増減 (注2)	(9)	(16)
当年度 (2014年12月31日)	182,443	344,447

(注1) 当社はストック・オプション制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(注2) 自己株式数の減少は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額並びに純投資ヘッジとして指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失のうち有効と認められる部分であります。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社は将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分であります。

④ その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

⑤ 確定給付型退職給付制度の再測定額

確定給付型退職給付制度の再測定額とは、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を除く）及び資産上限額の影響（利息収益に含まれる金額を除く）の変動額であります。また、数理計算上の差異とは、確定給付制度債務に係る実績による修正（期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異）及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これらについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

24. 配当金

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2013年6月21日 定時株主総会	普通株式	69,065	38	2013年3月31日	2013年6月24日
2013年10月31日 取締役会	普通株式	83,605	46	2013年9月30日	2013年11月29日

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	90,877	50	2014年3月31日	2014年6月25日
2014年10月30日 取締役会	普通株式	90,878	50	2014年9月30日	2014年12月1日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	90,877	50	2014年3月31日	2014年6月25日

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2015年3月20日 定時株主総会	普通株式	90,878	50	2014年12月31日	2015年3月23日

25. 売上収益

各年度の総取扱高と「売上収益」の調整は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
総取扱高	7,442,722	6,577,993
たばこ税及びその他代理取引取扱高	(5,042,881)	(4,424,023)
売上収益	<u>2,399,841</u>	<u>2,153,970</u>

たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

なお、総取扱高は、当社グループが任意に開示する項目であり、IFRSが規定する収益(Revenue)とは異なっております。

26. その他の営業収益

各年度の「その他の営業収益」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益 (注1) (注2)	44,954	40,917
その他 (注2)	10,680	6,734
合計	<u>55,634</u>	<u>47,651</u>

(注1) 主なものは、旧工場跡地及び賃貸用不動産の売却によるものであります。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング収益は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益	43,877	40,005
その他	138	669
合計	<u>44,016</u>	<u>40,674</u>

27. 販売費及び一般管理費等

各年度の「販売費及び一般管理費等」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	21,736	21,258
販売促進費	147,793	129,998
運賃保管費	27,089	21,092
委託手数料	49,294	46,136
従業員給付費用(注2)	275,831	321,410
研究開発費(注1)	57,103	43,998
減価償却費及び償却費	68,767	63,092
減損損失(金融資産の減損損失を除く) (注2)	2,446	21,877
関連会社株式減損損失	9,717	-
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損(注2)	9,467	14,077
その他(注2)	159,699	140,471
合計	828,942	823,410

(注1) 費用として認識される研究開発費はすべて販売費及び一般管理費等に含めております。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング費用は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	(205)	66,814
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	668	18,078
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損	1,650	5,111
その他	2,749	10,333
合計	4,862	100,335

28. 金融収益及び金融費用

各年度の「金融収益」及び「金融費用」の内訳は、以下のとおりであります。

金融収益	前年度	当年度
	(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	(自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
受取配当金		
その他の包括利益を通じて測定する金融資産	1,520	691
受取利息		
償却原価で測定する金融資産		
預金及び債券等	6,413	12,870
その他	418	287
合計	8,351	13,847
金融費用		
	前年度	当年度
	(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	(自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金 (注2)	8,144	4,293
その他	468	357
為替差損 (注1)	4,728	426
従業員給付費用 (注3)	5,836	5,413
その他	1,233	815
合計	20,408	11,304

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

(注2) 金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

(注3) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用及び利息収益の純額であります。

29. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

前年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	7,235	—	7,235	(2,509)	4,725
確定給付型退職給付制度の再測定額	13,103	—	13,103	(4,279)	8,824
純損益に振り替えられない項目 の合計	20,337	—	20,337	(6,788)	13,549
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	400,578	(32)	400,546	395	400,941
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	4,444	(3,700)	744	(264)	481
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	405,022	(3,733)	401,290	131	401,421
合計	425,360	(3,733)	421,627	(6,657)	414,970

当年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	5,895	—	5,895	(2,171)	3,725
確定給付型退職給付制度の再測定額	(18,708)	—	(18,708)	4,544	(14,164)
純損益に振り替えられない項目 の合計	(12,813)	—	(12,813)	2,374	(10,439)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	(117,734)	(122)	(117,856)	3,614	(114,242)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	10,998	(9,570)	1,428	(506)	922
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	(106,736)	(9,693)	(116,428)	3,109	(113,319)
合計	(119,548)	(9,693)	(129,241)	5,483	(123,759)

30. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	427,987	362,919
親会社の普通株主に帰属しない利益	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	427,987	362,919

② 期中平均普通株式数

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,817,507	1,817,553

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	427,987	362,919
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	427,987	362,919

② 希薄化後の期中平均普通株式数

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,817,507	1,817,553
新株予約権による普通株式増加数	1,014	1,048
希薄化後の期中平均普通株式数	1,818,521	1,818,601

(3) 調整後希薄化後1株当たり当期利益

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	427,987	362,919
調整項目(収益)	(47,047)	(44,302)
調整項目(費用)	14,580	103,641
上記に係る法人所得税費用及び非支配持分調整額	11,856	(13,534)
調整後希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 調整後の当期利益	407,377	408,724
調整後希薄化後1株当たり当期利益(円)	224.02	224.75

31. 非資金取引

重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースにより取得した資産の金額は、前年度において5,835百万円、当年度において9,199百万円であります。

32. 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

(1) スtock・オプションの契約条件等

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 付与対象者の区分 | : 当社取締役及び執行役員 |
| ② 決済方法 | : 株式決済 |
| ③ 付与されたストック・オプションの有効期間 | : 付与日より30年 |
| ④ 権利確定条件 | : 付されておられません |

なお、ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

- (i) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている)。
- (ii) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) スtock・オプション数の変動状況

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)			当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)		
	取締役	執行役員等	合計	取締役	執行役員等	合計
	株	株	株	株	株	株
期首残高	324,400	644,600	969,000	351,000	659,800	1,010,800
付与	42,000	58,000	100,000	35,600	33,200	68,800
行使	—	(58,200)	(58,200)	—	(8,600)	(8,600)
振替	(15,400)	15,400	—	(110,800)	110,800	—
期末残高	<u>351,000</u>	<u>659,800</u>	<u>1,010,800</u>	<u>275,800</u>	<u>795,200</u>	<u>1,071,000</u>
期末時点における 行使可能残高	—	332,800	332,800	—	341,000	341,000

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) スtock・オプションは、すべて権利行使価格1株当たり1円で付与しております。

(注3) スtock・オプションの期中付与対象者は、前年度において取締役7名・執行役員19名、当年度において取締役6名・執行役員19名であります。なお、ストック・オプション変動状況のうち「振替」とは、期中に役職変更された付与対象者の変更時保有分であります。

(注4) 期中に付与されたストック・オプションにおける1株当たりの加重平均公正価値は、前年度において2,567円、当年度において2,416円であります。

(注5) 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前年度において3,445円、当年度において3,600円であります。

(注6) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前年度において26.7年、当年度において26.2年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値の測定方法

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

② 主な基礎数値及び見積方法

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
株価	3,450円	3,603円
株価変動性(注1)	36.1%	34.6%
予想残存期間(注2)	15年	15年
予想配当(注3)	68円/株	96円/株
無リスク利率(注4)	1.10%	0.93%

(注1) 過去15年の日次株価実績に基づき算出しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の配当実績に基づき算出しております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に含まれている、ストック・オプションに係る費用計上額は、前年度において251百万円、当年度において202百万円であります。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていくこと、すなわち「4Sモデル」の追求を経営理念としております。

この経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長を実現させることが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながり、4者のステークホルダーにとっての共通利益になると確信しております。

持続的利益成長につながる外部資源の獲得等の事業投資を機動的に実施すべく、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しております。そのため、当社グループは将来の事業投資に向けて財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債、及び資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各報告日時点の残高は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
有利子負債	375,881	228,214
現金及び現金同等物	(253,219)	(385,820)
純有利子負債(注)	122,662	(157,605)
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	2,505,610	2,536,838

(注) ()内は有利子負債控除後の現金及び現金同等物の残高であります。

当社の株式については日本たばこ産業株式会社法において以下のとおり規定されております。

政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下、会社)が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならない。(第2条第1項)

会社が発行する株式もしくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く)、新株予約権(自己新株予約権を除く)もしくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第2項)

政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条)

当社グループは、財務の健全性・柔軟性及び資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性については、ROE(株主資本利益率)を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており
ます。

また、主に、余資運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用
リスクに晒されております。

さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引
については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

当社グループは、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクを適切に管理すべく、与
信限度額又は取引条件を定めることを原則としているほか、信用リスクの高い取引先については債権残高のモニ
タリングを行っております。また、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約し
た結果を当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財
務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取
引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当
社の社長及び取締役会に報告しております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額とな
ります。

各年度末において期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりであります。
なお、保険の付保及び担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。

前年度(2014年3月31日)	合計	期日経過額			
		30日以内	30日超～ 60日以内	60日超～ 90日以内	90日超
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	6,271	5,353	612	140	165
その他の金融資産	86	—	—	—	86

当年度(2014年12月31日)	合計	期日経過額			
		30日以内	30日超～ 60日以内	60日超～ 90日以内	90日超
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	2,518	1,515	696	252	55
その他の金融資産	86	—	—	—	86

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上してあり
ます。各年度の貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	10,681	10,620
期中増加額	1,486	782
期中減少額(目的使用)	(1,609)	(616)
期中減少額(戻入)	(480)	(378)
その他の増減	541	187
期末残高	10,620	10,595

(4) 流動性リスク

当社グループは、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の社長及び取締役会に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

各年度末における金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下のとおりであります。

前年度 (2014年3月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	360,025	360,025	360,025	—	—	—	—	—
短期借入金	21,936	21,936	21,936	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	1,225	1,225	1,225	—	—	—	—	—
長期借入金	35,034	35,034	—	34,096	131	133	135	539
1年内償還予定の社債	172,401	172,412	172,412	—	—	—	—	—
社債	131,131	131,460	—	40,000	—	20,000	51,460	20,000
小計	721,752	722,092	555,599	74,096	131	20,133	51,595	20,539
デリバティブ負債								
為替予約取引	4,681	4,681	4,681	—	—	—	—	—
金利スワップ取引	175	166	103	62	—	—	—	—
小計	4,856	4,846	4,784	62	—	—	—	—
合計	726,608	726,939	560,383	74,158	131	20,133	51,595	20,539

当年度 (2014年12月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	419,764	419,764	419,764	—	—	—	—	—
短期借入金	27,632	27,632	27,632	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	39,930	39,930	39,930	—	—	—	—	—
長期借入金	1,046	1,046	—	146	149	151	97	503
1年内償還予定の社債	40,000	40,000	40,000	—	—	—	—	—
社債	99,954	100,275	—	—	20,000	60,275	—	20,000
小計	628,326	628,647	527,325	146	20,149	60,426	97	20,503
デリバティブ負債								
為替予約取引	9,901	9,901	9,901	—	—	—	—	—
金利スワップ取引	109	97	95	1	—	—	—	—
小計	10,010	9,998	9,997	1	—	—	—	—
合計	638,336	638,644	537,322	147	20,149	60,426	97	20,503

各年度末におけるコミットメント・ライン総額、及び借入実行残高は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
コミットメント・ライン総額	364,826	386,492
借入実行残高	—	—
未実行残高	364,826	386,492

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

(i) 当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及び、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、当社グループの各機能通貨建ての損益及びキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク

(ii) 当社グループの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスク

(iii) 当社グループの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、当社グループの損益が為替変動の影響を受けるリスク

(i)のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点又は債権債務確定時点において、デリバティブ又は外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っております。(ii)のリスクに対しては、外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っており、その一部は純投資ヘッジの指定を行っております。(iii)のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

当社グループは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

通貨デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

(i) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
為替予約取引						
買建	269,718	—	764	293,425	—	15,797
売建	307,880	—	(1,937)	285,503	—	(9,419)
合計	577,598	—	(1,173)	578,928	—	6,379

(ii) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値 (注)	契約額等	うち1年超	公正価値 (注)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
為替予約取引						
買建	14,122	—	505	13,950	—	1,899
合計	14,122	—	505	13,950	—	1,899

(注) キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジを適用しており、連結財政状態計算書において公正価値で計上しております。

当社グループにおいて、在外営業活動体に対する純投資について報告通貨への換算から生じる換算差額の変動リスクを緩和すべく、外貨建有利子負債等をヘッジ手段として指定しております。

各年度末におけるヘッジ手段に指定された社債は、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)		当年度 (2014年12月31日)	
	帳簿価額	返済期限	帳簿価額	返済期限
	百万円		百万円	
ユーロ建社債	64,448	2014年	—	—
米ドル建社債	33,120	2018年	38,858	2018年

為替感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	(4,262)	(3,255)

(6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

当社グループは、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下でデリバティブを利用したヘッジ取引を実行し、当社財務部は、その実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

金利デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

(i) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
金利スワップ取引						
受取変動・ 支払固定	2,607	2,607	(175)	2,880	2,880	(109)
合計	<u>2,607</u>	<u>2,607</u>	<u>(175)</u>	<u>2,880</u>	<u>2,880</u>	<u>(109)</u>

(ii) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

	前年度 (2014年3月31日)			当年度 (2014年12月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値 (注)	契約額等	うち1年超	公正価値 (注)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
金利通貨スワップ取引						
受取変動・ 支払固定	30,000	30,000	3,866	30,000	—	9,731
受取固定・ 支払固定	17,439	17,439	721	17,439	17,439	3,927
合計	<u>47,439</u>	<u>47,439</u>	<u>4,587</u>	<u>47,439</u>	<u>17,439</u>	<u>13,658</u>

(注) キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、連結財政状態計算書において公正価値で計上しております。

金利感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、金利が100bp上昇した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりであります。

金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	(634)	1,589

(7) 市場価格の変動リスク

当社グループは、有価証券について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

(8) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

- レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

各年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前年度（2014年3月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	36,259	—	—	36,259	36,259
社債（注）	303,532	309,025	—	—	309,025

当年度（2014年12月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	40,976	—	—	40,976	40,976
社債（注）	139,954	142,586	—	—	142,586

（注）1年以内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 公正価値で測定される金融商品

各年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前年度（2014年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	8,600	—	8,600
株式	49,809	—	3,896	53,705
その他	201	—	1,333	1,534
合計	50,011	8,600	5,229	63,840
デリバティブ負債	—	4,856	—	4,856
合計	—	4,856	—	4,856

当年度（2014年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	31,837	—	31,837
株式	55,499	—	3,856	59,355
その他	279	—	1,555	1,834
合計	55,778	31,837	5,411	93,025
デリバティブ負債	—	10,010	—	10,010
合計	—	10,010	—	10,010

(注) 各年度における、レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	4,625	5,229
利得及び損失合計		
損益 (注1)	289	294
その他の包括利益 (注2)	258	212
購入	89	—
売却	(32)	(324)
期末残高	5,229	5,411

(注1) 損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

(注2) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

34. 関連当事者

日本国政府は、日本たばこ産業株式会社法に基づき、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされており、当年度末現在、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

なお、ロシア国内で物流事業を行うCJSC TK Megapolis社に対する売上収益は当年度309,519百万円であり、同社に対する営業債権を当年度33,302百万円(前年度47,393百万円)保有しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

各年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	814	526
株式に基づく報酬	107	84
合計	921	610

35. 子会社及び関連会社等

(企業グループの構成)

各年度末における当社グループの各事業ごとの会社構成は、以下のとおりであります。

事業内容	前年度 (2014年3月31日)		当年度 (2014年12月31日)	
	子会社数	持分法適用会社数 (注)	子会社数	持分法適用会社数 (注)
	社数	社数	社数	社数
国内たばこ事業	14	2	14	2
海外たばこ事業	148	7	145	6
医薬事業	3	—	3	—
飲料事業	17	—	17	—
加工食品事業	28	3	28	3
その他	8	1	8	1
合計	218	13	215	12

(注) 当社グループは重要な関連会社及び共同支配企業を有しておりません。

当年度において当社グループ構成に重要な変動はありません。

当社グループにおける資産の利用に関する制限については、「7. 現金及び現金同等物」に記載しております。

36. コミットメント

(1) 資産の取得に係るコミットメント

各年度における、決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりであります。

	前年度 (2014年3月31日)	当年度 (2014年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	62,670	64,832
無形資産の取得	934	2,612
合計	63,605	67,444

(2) 国内葉たばこの買入れ

当社の国内葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積、並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社はこの契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。

37. 偶発事象

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

① 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、決算日現在19件係属しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは、以下のとおりであります。

(i) 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

南アフリカ 個人訴訟 (Joselowitz)

2000年10月に、当社の被補償者に対して、個人訴訟が提起されております。原告は、当該被補償者は健康に影響のある製品だと知りながらたばこ製品を販売し、依存性を助長させるためニコチン含有量を操作し、南アフリカの包装規制を遵守せず、子どもらによる喫煙を助長するため、ひそかに全世界で事業を行ったとして、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は2001年2月以降手続停止中であります。

また、アイルランドにおいて、当社グループ会社に対して1件の個人訴訟（手続停止中）が提起されております。

(ii) 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件の集団訴訟が係属中であります。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Cecilia Letourneau)

1998年9月に、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約4,758億円（約46億カナダドル）の補償的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の連帯責任）に加え、総額約4,758億円（約46億カナダドル）の懲罰的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分）を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起していたところ、2012年2月に、第一審は当該第三者請求の却下を求めたカナダ連邦政府の申立てを棄却し、2012年11月に、控訴審はカナダ連邦政府の控訴を認め、第一審判決を棄却する判決を下しました。本控訴審判決につき、被告たばこ製造業者による上告がなされなかったことから、カナダ連邦政府は本訴訟の当事者ではなくなっております。なお、2014年3月に、第一審は原告による請求内容の変更を求める申立てを認めたことから、これにより現在の請求額は上記のとおりとなっております。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Conseil quebécois sur le tabac et la sante)

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約1兆2,889億円（約124億カナダドル）の補償的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の連帯責任）に加え、総額約840億円（約8億カナダドル）の懲罰的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分）を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起していたところ、2012年2月に、第一審は当該第三者請求の却下を求めたカナダ連邦政府の申立てを棄却し、2012年11月に、控訴審はカナダ連邦政府の控訴を認め、第一審判決を棄却する判決を下しました。本控訴審判決につき、被告たばこ製造業者による上告がなされなかったことから、カナダ連邦政府は本訴訟の当事者ではなくなっております。なお、2014年3月に、第一審は原告による請求内容の変更を求める申立てを認めたことから、これにより現在の請求額は上記のとおりとなっております。

カナダ サスカチュワン州の集団訴訟(Adams)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。本訴訟は、本案審理前の申立てにおいて手続停止中であります。

カナダ マニトバ州の集団訴訟(Kunta)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中であります。

カナダ ノバスコシア州の集団訴訟(Semple)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中であります。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(Bourassa)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(McDermid)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在本案審理前の申立てにおいて手続停止中であります。

カナダ オンタリオ州の集団訴訟(Jacklin)

2012年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、被告たばこ会社に対し訴状が送達されて以降、手続停止中であります。

(iii) 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府、マニトバ州政府、ケベック州政府、アルバータ州政府、サスカチュワン州政府及びプリンスエドワードアイランド州政府により提起された9件の医療費返還訴訟が係属中であります。これらの州は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対し、直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のためのみに制定された州法に基づき提訴しております。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の医療費返還訴訟

2001年1月に、「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ブリティッシュ・コロンビア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。同年、被告たばこ会社は、当該州法の合憲性について異議申立てを行いました。2005年9月に、カナダ最高裁判所により最終的に却下されております。本訴訟は、第一審において係属中であり、また被告たばこ会社は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しましたが、2011年7月に、カナダ最高裁判所は、最終的に被告たばこ会社の第三者請求を却下しております。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ニューブランズウィック州の医療費返還訴訟

2008年3月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューブランズウィック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ オンタリオ州の医療費返還訴訟

2009年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、オンタリオ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額5兆1,815億円（500億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ ニューファウンドランド・ラブラドル州の医療費返還訴訟

2011年2月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ マニトバ州の医療費返還訴訟

2012年5月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、マニトバ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ ケベック州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ケベック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額約6兆2,859億円（約607億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ アルバータ州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、アルバータ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、少なくとも1兆363億円（100億カナダドル）の総請求額のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ サスカチュワン州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、サスカチュワン州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

カナダ プリンスエドワードアイランド州の医療費返還訴訟

2012年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、プリンスエドワードアイランド州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

② その他の訴訟

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟においても被告となっております。

現在係属中の訴訟のうち、主なものは、以下のとおりであります。

商事訴訟

日本 損害賠償請求訴訟

2010年2月、旧株式会社加ト吉の元代表取締役会長兼社長が、旧株式会社加ト吉との間で締結した資産譲渡契約及び原告による連帯債務保証により損害を被ったとしてテーブルマークホールディングス株式会社（当社による旧株式会社加ト吉の買収後、名称変更）及びその子会社に対して提訴しております。原告は、資産譲渡契約の無効を主張しております。

(注) 外貨建の訴訟の金額は、決算日の為替レートにより円貨に換算しております。

38. 後発事象

(1) 係争事件の発生

決算日後に、カナダにおいて以下の医療費返還訴訟が提起されております。

カナダ ノバ・スコシア州の医療費返還訴訟

2015年1月2日に、ノバ・スコシア州の「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、同州政府により医療費返還訴訟が提起されております。同州政府は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を求めておりますが、請求額は、特定されておりません。本案審理前の準備手続は進行中ではありますが、本案審理の日程はまだ決まっておりません。

(2) JT飲料製品の製造販売事業からの撤退

当社は、2015年2月4日開催の取締役会において、飲料事業におけるJT飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議いたしました。具体的には、JT飲料事業部及びジェイティ飲料株式会社で行っているJT飲料製品の製造・販売を、2015年9月末を目途に終了することを予定しております。なお、本件が2015年12月期の連結財務諸表に及ぼす影響については、現時点で未確定であります。

(3) 自己株式の取得

当社は、2015年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、株主還元策の一環として、中長期の調整後EPS(為替一定)成長を補完することを目的とし、下記のとおり、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式数

36,000,000株(上限)

③ 株式の取得価額の総額

100,000百万円(上限)

④ 取得期間

2015年2月9日から2015年6月9日まで

⑤ 取得の方法

信託方式による市場買付け

なお、当該決議に基づき、2015年2月9日から2015年3月18日までに、普通株式26,896,200株を100,000百万円で取得し(約定ベース)、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しております。

39. 連結損益計算書(自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)

当年度を2014年 1月 1日から2014年12月31日とした場合の連結損益計算書は、以下のとおりであります。

	当年度 (自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)
	百万円
売上収益	2,433,463
売上原価	(987,231)
売上総利益	1,446,232
その他の営業収益	50,477
持分法による投資利益	7,812
販売費及び一般管理費等	(932,754)
営業利益	571,767
金融収益	14,773
金融費用	(12,976)
税引前利益	573,565
法人所得税費用	(177,857)
当期利益	395,708
当期利益の帰属	
親会社の所有者	389,065
非支配持分	6,643
当期利益	395,708
1株当たり当期利益	
基本的1株当たり当期利益(円)	214.06
希薄化後1株当たり当期利益(円)	213.94

営業利益から調整後営業利益への調整表

	当年度 (自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)
	百万円
営業利益	571,767
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費	29,465
調整項目(収益)	(46,113)
調整項目(費用)	104,980
調整後営業利益	660,099

(2) 【その他】

① 当年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	当年度
売上収益(百万円)	556,448	1,174,450	2,153,970
税引前四半期(当期)利益金額 (百万円)	147,516	302,952	502,299
四半期(当期)利益金額 (百万円)	107,796	223,149	368,626
基本的1株当たり四半期(当 期)利益金額(円)	58.42	120.68	199.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期(注)
基本的1株当たり四半期利益 金額(円)	58.42	62.26	79.00

(注) 当社及び3月決算であった子会社は、2014年10月1日から2014年12月31日までの3ヶ月間を、12月決算の子会社は、2014年7月1日から2014年12月31日までの6ヶ月間を、それぞれ会計期間としております。

② 重要な訴訟事件等

当社グループに関する重要な訴訟事件等については、連結財務諸表注記「37. 偶発事象」及び「38. 後発事象」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,178	44,231
売掛金	※2 63,058	※2 63,296
有価証券	1,960	72,220
商品及び製品	24,812	31,768
半製品	51,853	54,635
仕掛品	2,951	2,924
原材料及び貯蔵品	35,419	38,721
前渡金	632	2,052
前払費用	4,873	7,477
繰延税金資産	11,707	37,248
関係会社短期貸付金	47,801	47,190
その他	※2 29,286	※2, ※3 27,294
貸倒引当金	△23	△24
流動資産合計	277,508	429,031
固定資産		
有形固定資産		
建物	110,449	96,800
構築物	3,099	2,851
機械及び装置	79,885	70,710
車両運搬具	1,803	1,794
工具、器具及び備品	30,809	29,507
土地	84,780	80,340
建設仮勘定	5,393	4,367
有形固定資産合計	316,217	286,369
無形固定資産		
特許権	614	558
商標権	4,056	3,794
ソフトウェア	20,774	17,973
その他	2,091	2,347
無形固定資産合計	27,535	24,672
投資その他の資産		
投資有価証券	45,595	50,464
関係会社株式	2,022,534	1,906,853
関係会社出資金	782	782
関係会社長期貸付金	8,595	7,656
長期前払費用	7,570	7,407
繰延税金資産	11,762	6,270
その他	14,948	10,169
貸倒引当金	△408	△402
投資その他の資産合計	2,111,377	1,989,198
固定資産合計	2,455,129	2,300,239
資産合計	2,732,637	2,729,270

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 14,875	※2 13,218
1年内償還予定の社債	※1 100,000	※1 40,000
1年内返済予定の長期借入金	—	30,000
リース債務	※2 5,599	※2 5,595
未払金	※2 45,474	※2 123,390
未払たばこ税	64,627	※6 95,426
未払たばこ特別税	9,995	※6 14,758
未払地方たばこ税	74,735	※6 110,414
未払法人税等	48,794	33,966
未払消費税等	18,743	53,078
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	※4 267,410	※4 297,060
賞与引当金	11,489	5,424
その他	※2 3,779	11,807
流動負債合計	665,519	834,135
固定負債		
社債	※1 130,840	※1 96,572
長期借入金	30,000	—
リース債務	※2 11,444	※2 11,075
退職給付引当金	151,921	132,344
その他	※2 8,534	※2 5,993
固定負債合計	332,739	245,983
負債合計	998,258	1,080,118

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
資本剰余金合計	736,400	736,400
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	48,211	44,531
圧縮記帳特別勘定	14,440	17,043
別途積立金	955,300	955,300
繰越利益剰余金	187,349	109,126
利益剰余金合計	1,224,077	1,144,777
自己株式	△344,463	△344,447
株主資本合計	1,716,013	1,636,730
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,786	21,087
繰延ヘッジ損益	△863	△10,298
評価・換算差額等合計	16,922	10,790
新株予約権	1,443	1,631
純資産合計	1,734,379	1,649,151
負債純資産合計	2,732,637	2,729,270

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
売上高	※1, ※6 809,967	※1, ※6 572,323
売上原価	※6 277,148	※6 185,407
売上総利益	532,818	386,916
販売費及び一般管理費	※2, ※6 302,573	※2, ※6 229,203
営業利益	230,245	157,712
営業外収益		
受取利息	※6 326	※6 220
受取配当金	※6 1,906	※6 2,615
その他	※6 3,653	※6 2,663
営業外収益合計	5,885	5,498
営業外費用		
支払利息	※6 1,193	※6 821
社債利息	2,286	1,296
その他	※6 1,752	※6 1,348
営業外費用合計	5,230	3,465
経常利益	230,900	159,746
特別利益		
固定資産売却益	※3 42,646	※3 68,995
その他	2,507	6
特別利益合計	45,153	69,001
特別損失		
固定資産売却損	※4 1,001	※4 752
固定資産除却損	※5, ※6 6,753	※5, ※6 7,293
減損損失	388	—
事業構造強化費用	—	※7 56,726
その他	※6 801	※6 427
特別損失合計	8,944	65,198
税引前当期純利益	267,109	163,549
法人税、住民税及び事業税	86,573	73,800
法人税等調整額	11,757	△18,908
法人税等合計	98,330	54,893
当期純利益	168,779	108,656

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	100,000	736,400	11	736,411	18,776	43,744	10,675	955,300	179,489	1,207,984
会計方針の変更による累積的影響額									-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	736,400	11	736,411	18,776	43,744	10,675	955,300	179,489	1,207,984
当期変動額										
圧縮記帳積立金の繰入						10,675			△10,675	-
圧縮記帳積立金の取崩						△6,208			6,208	-
圧縮記帳特別勘定の繰入							14,440		△14,440	-
圧縮記帳特別勘定の取崩							△10,675		10,675	-
剰余金の配当									△152,669	△152,669
当期純利益									168,779	168,779
自己株式の取得										
自己株式の処分			△11	△11					△18	△18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	△11	△11	-	4,467	3,766	-	7,860	16,092
当期末残高	100,000	736,400	-	736,400	18,776	48,211	14,440	955,300	187,349	1,224,077

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△344,573	1,699,822	13,433	-	13,433	1,274	1,714,529
会計方針の変更による累積的影響額		-					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	△344,573	1,699,822	13,433	-	13,433	1,274	1,714,529
当期変動額							
圧縮記帳積立金の繰入		-					-
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
圧縮記帳特別勘定の繰入		-					-
圧縮記帳特別勘定の取崩		-					-
剰余金の配当		△152,669					△152,669
当期純利益		168,779					168,779
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	110	81					81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,353	△863	3,490	169	3,659
当期変動額合計	110	16,191	4,353	△863	3,490	169	19,850
当期末残高	△344,463	1,716,013	17,786	△863	16,922	1,443	1,734,379

当事業年度（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	736,400	—	736,400	18,776	48,211	14,440	955,300	187,349	1,224,077
会計方針の変更による累積的影響額									△6,198	△6,198
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	736,400	—	736,400	18,776	48,211	14,440	955,300	181,151	1,217,879
当期変動額										
圧縮記帳積立金の繰入						5,094			△5,094	—
圧縮記帳積立金の取崩						△8,773			8,773	—
圧縮記帳特別勘定の繰入							7,696		△7,696	—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△5,094		5,094	—
剰余金の配当									△181,755	△181,755
当期純利益									108,656	108,656
自己株式の取得										
自己株式の処分									△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△3,680	2,603	—	△72,025	△73,102
当期末残高	100,000	736,400	—	736,400	18,776	44,531	17,043	955,300	109,126	1,144,777

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△344,463	1,716,013	17,786	△863	16,922	1,443	1,734,379
会計方針の変更による累積的影響額		△6,198					△6,198
会計方針の変更を反映した当期首残高	△344,463	1,709,816	17,786	△863	16,922	1,443	1,728,181
当期変動額							
圧縮記帳積立金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
圧縮記帳特別勘定の繰入		—					—
圧縮記帳特別勘定の取崩		—					—
剰余金の配当		△181,755					△181,755
当期純利益		108,656					108,656
自己株式の取得							
自己株式の処分	16	14					14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,302	△9,434	△6,133	188	△5,945
当期変動額合計	16	△73,086	3,302	△9,434	△6,133	188	△79,030
当期末残高	△344,447	1,636,730	21,087	△10,298	10,790	1,631	1,649,151

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を除く) 38~50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 決算日の変更に関する事項

当社は当事業年度より、当社グループの海外連結子会社と決算期を統一することにより、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るため、2014年6月24日開催の第29回定時株主総会の決議により、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度は、2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が6,198百万円減少しております。また、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております（ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く）。

※2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
短期金銭債権	43,198百万円	33,768百万円
短期金銭債務	25,373	26,037
長期金銭債務	15,399	11,551

※3. 当事業年度の流動資産「その他」には現先取引6,000百万円が含まれており、その相手先から担保として受け入れている有価証券の時価は、6,000百万円であります。

※4. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

5. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金及び社債等に対して次のとおり保証等を行っております。
借入金等

	前事業年度 (2014年3月31日)		当事業年度 (2014年12月31日)	
JT International Company Netherlands B. V.	28,901百万円	(204百万EUR)	JT International Hellas A. E. B. E.	41,695百万円 (285百万EUR)
JTI Ireland Limited	27,640	(195百万EUR)	JT International Company Netherlands B. V.	38,711 (264百万EUR)
JT International Hellas A. E. B. E.	19,265	(136百万EUR)	JTI Ireland Limited	28,605 (195百万EUR)
LLC Petro	17,966	(6,230百万RUB)	JT International S. A.	14,168 (9百万USD) (49百万EUR) (48百万CHF)
JT International S. A.	12,090	(23百万USD) (29百万EUR) (48百万CHF)		
その他 (45社)	64,254		その他 (44社)	72,198
計	170,116		計	195,377

社債

	前事業年度 (2014年3月31日)		当事業年度 (2014年12月31日)	
JTI (UK) Finance PLC	73,949百万円	(522百万EUR)		一百万円
計	73,949		計	一

(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

※6. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当事業年度の末日が金融機関の休日であったために未払いとなった次の額が含まれております。

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
未払たばこ税	一百万円	44,129百万円
未払たばこ特別税	一	6,825
未払地方たばこ税	一	50,838

(損益計算書関係)

※1. たばこ税込の売上高

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
たばこ税込の売上高	2,222,741百万円	1,532,755百万円

(注) たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額であります。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
販売促進費	57,633百万円	39,367百万円
報酬及び給料手当	34,262	26,410
賞与引当金繰入額	7,083	3,383
退職給付費用	12,430	10,201
委託手数料	30,207	25,534
減価償却費	18,813	13,392
研究開発費	44,910	33,197
販売費に属する費用のおおよその割合	56%	54%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	44	46

※3. 固定資産売却益のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
土地	42,629百万円	50,218百万円

※4. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
建物	719百万円	624百万円

※5. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
建物	2,392百万円	1,118百万円
機械及び装置	3,044	4,863

※6. 関係会社との取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2014年12月31日)
売上高	134,070百万円	94,275百万円
仕入高	86,791	65,063
販売費及び一般管理費	69,037	47,981
営業取引以外の取引高	40,763	19,902

※7. 「事業構造強化費用」は、主に国内たばこ事業における競争力強化施策に係る費用であり、主なものは早期退職に伴う割増退職金であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2014年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	51,586	10,006
合 計	41,580	51,586	10,006

当事業年度 (2014年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	45,442	3,862
合 計	41,580	45,442	3,862

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
子会社株式	1,980,799	1,865,118
関連会社株式	155	155

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	27,174百万円	22,135百万円
共済年金給付負担金	26,621	24,728
賞与引当金	4,068	1,921
退職応諾者未払金	—	28,039
その他	15,698	20,555
繰延税金資産小計	73,561	97,378
評価性引当額	△2,827	△6,518
繰延税金資産合計	70,735	90,859
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△26,431	△24,413
その他	△20,835	△22,928
繰延税金負債合計	△47,265	△47,341
繰延税金資産の純額	23,469	43,518

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
法定実効税率	—	35.41%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.32
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.30
試験研究費等の税額控除	—	△1.91
評価性引当額	—	0.04
その他	—	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	33.56

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(1) JT飲料製品の製造販売事業からの撤退

当社は、2015年2月4日開催の取締役会において、飲料事業におけるJT飲料製品の製造販売事業から撤退することを決議いたしました。具体的には、JT飲料事業部及びジェイティ飲料株式会社で行っているJT飲料製品の製造・販売を、2015年9月末を目途に終了することを予定しております。なお、本件が2015年12月期の財務諸表に及ぼす影響については、現時点で未確定であります。

(2) 自己株式の取得

当社は、2015年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、株主還元策の一環として、中長期の調整後EPS（為替一定）成長を補完することを目的とし、下記のとおり、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式数

36,000,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額

100,000百万円（上限）

④ 取得期間

2015年2月9日から2015年6月9日まで

⑤ 取得の方法

信託方式による市場買付け

なお、当該決議に基づき、2015年2月9日から2015年3月18日までに、普通株式26,896,200株を100,000百万円で取得し（約定ベース）、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	110,449	5,678	12,541	6,785	96,800	251,666
	構築物	3,099	175	145	279	2,851	14,687
	機械及び装置	79,885	13,651	9,972 (3,154)	12,853	70,710	214,426
	車両運搬具	1,803	420	79	349	1,794	1,429
	工具、器具及び備品	30,809	7,831	802	8,330	29,507	75,706
	土地	84,780	29	4,469	—	80,340	—
	建設仮勘定	5,393	3,600	4,626	—	4,367	—
	計	316,217	31,384	32,635 (3,154)	28,597	286,369	557,914
無形固定資産	特許権	614	7	—	64	558	—
	商標権	4,056	256	—	519	3,794	—
	ソフトウェア	20,774	2,179	110	4,870	17,973	—
	その他	2,091	895	559	80	2,347	—
	計	27,535	3,338	669	5,533	24,672	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損による減少額であります。

2. その他にはソフトウェア仮勘定等を含めております。

3. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

機械及び装置

増加額

製造たばこ製造設備

13,622百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	431	4	9	426
賞与引当金	11,489	5,424	11,489	5,424

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年12月31日及び6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上保有の株主 (2)優待内容 自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）を贈呈 ①100株以上200株未満保有の株主 1,000円相当 ②200株以上1,000株未満保有の株主 2,000円相当 ③1,000株以上2,000株未満保有の株主 3,000円相当 ④2,000株以上保有の株主 6,000円相当 ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

(注) 2014年6月24日開催の第29回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、第30期の事業年度については、2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヵ月となりました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2014年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第29期）（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

(2) 内部統制報告書

2014年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第29期）（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2014年7月4日関東財務局長に提出

事業年度（第29期）（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

(4) 四半期報告書及び確認書

2014年7月31日関東財務局長に提出

（第30期第1四半期）（自 2014年4月1日 至 2014年6月30日）

2014年10月31日関東財務局長に提出

（第30期第2四半期）（自 2014年7月1日 至 2014年9月30日）

(5) 臨時報告書

2014年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

2014年9月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。

2015年2月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（国内たばこ事業の競争力強化施策に伴う希望退職募集等の結果について）に基づく臨時報告書です。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2014年10月7日関東財務局長に提出

2014年9月19日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

(7) 訂正発行登録書

2014年6月24日、2014年6月25日、2014年7月4日、2014年7月31日、2014年9月19日、2014年10月7日、2014年10月31日、2015年2月5日関東財務局長に提出

2013年7月19日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。

(8) 自己株券買付状況報告書

2015年3月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2015年3月20日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮坂泰行	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川航史	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋武尚	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2014年4月1日から2014年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の2014年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表注記 2. 作成の基礎 (5) 連結決算日の変更に記載されているとおり、会社は当年度より連結決算日を3月31日から12月31日に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の2014年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2015年3月20日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮坂泰行	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川航史	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋武尚	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2014年4月1日から2014年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の2014年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。